

平成25年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成25年12月4日～5日

場 所 第2委員会室

平成25年12月4日(水曜日)

- ・総合防災訓練について
- ・新・宮崎県地震減災計画について

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第18号 財産の処分について
- 議案第21号 当せん金付証券の発売について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第39号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内ホテル等でのメニュー不当表示について
 - ・フードビジネス雇用拡大推進事業の採択事業者について
 - ・防災拠点庁舎整備基本方針(案)について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

出席委員(8人)

委員 長	内村 仁子
副委員 長	渡辺 創
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	丸山 裕次郎
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	囃師 博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	土持 正弘
総合政策部次長 (政策推進担当)	永山 英也
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田 美揮子
部参事兼総合政策課長	金子 洋士
秘書広報課長	片寄 元道
広報戦略室長	藪田 亨
統計調査課長	稲吉 孝和
総合交通課長	奥野 信利
中山間・地域政策課長	川原 光男
フードビジネス 推進課長	井手 義哉
生活・協働・ 男女参画課長	松岡 弘高
交通・地域安全対策監	野元 猛敏
文化文教・国際課長	菓子野 信男
人権同和対策課長	田村 吉彦
情報政策課長	甲斐 丈勝

総務部

総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	成合修
総務部次長 (財務・市町村担当)	日隈俊郎
危機管理局長 兼危機管理課長	大坪篤史
部参事兼総務課長	川島達朗
部参事兼人事課長	武田宗仁
行政経営課長	平原利明
財政課長	福田直
税務課長	鶴田安彦
部参事兼市町村課長	甲斐正文
総務事務センター課長	酒井正英
消防保安課長	厚山善光

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

○内村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 異議なしということで、次に、議案第5号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことと

なっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めにお礼を申し上げます。

国際定期路線の維持などを目的といたしまして実施いたしました、先月の韓国訪問につきましては、大変お忙しい中、内村委員長に御参加をいただきました。まことにありがとうございます。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

また、宮崎・台北線につきましては、先日、発表いたしましたとおり、3月31日から、週3便に増便をされることになりました。

これも県議会を初め、関係者の皆様方の熱心な活動、そして強い思いが通じたものというふうに感じております。重ねてお礼を申し上げます。

今後とも、国際定期路線の安定的な運航に向けまして取り組んでまいりますので、皆様方の御支援・御協力を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、今回提案いたしております議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元の「委員会資料」の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

います。

今回お願いしております議案でございますが、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

これは、パスポート発行の根拠法であります旅券法の改正に伴うものでございます。

次に、その他の報告事項につきましては、目次記載の「県内ホテル等でのメニューの不当表示」に加えまして、追加で本日、資料をお配りしておりますが、「フードビジネス雇用拡大推進事業採択事業者」について御説明をいたします。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課でございます。特別議案について御説明いたします。

平成25年度11月定例県議会提出議案の第1号から第25号の冊子、この冊子でございますけども、ごらんいただきたいと思っております。

この冊子の9ページから10ページに、議案を提案しているところでございます。ここに、改正前・改正後の表を掲げておりますけれども、この議案の説明につきましては、「総務政策常任委員会資料」により行いたいと思っております。お手数ですけれども、「総務政策常任委員会資料」の1ページをごらんいただきたいと思っております。議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

1の「改正理由」にありますように、旅券法が平成25年6月28日付で一部改正されたことから、県が行っております旅券発給事務の手数料の一部を改正するものでございます。

旅券発給事務は、その一部が県に法定受託事

務として移譲されておまして、旅券の発給に当たっては、国と県がそれぞれ手数料を徴収することとなっております。

参考資料として、お手元に旅券のコピーを配付しております。これをごらんいただきたいと思います。こちらでございます。これをごらんいただきますと、旅券には、「姓名」、「国籍」、「生年月日」、「性別」、「本籍」、「旅券発給年月日」、「旅券有効期間満了日」、「発行官庁」及び「顔写真」が掲載されており、これらのデータは、旅券に埋め込まれました電子チップに格納されております。

これらの記載事項のうち、婚姻等の事由により、「氏名」または「本籍の都道府県」に訂正があった場合、参考資料の右側にありますとおり、これまでは訂正内容を旅券に追記(=タイプ印字)しておりました。しかしながら、旅券の国際標準を定めるICAO(国際民間航空機関)は、機械読取方式以外の旅券の失効を求めているところでございます。

こうしたことから、今回の法改正によりまして、現行の追記方式、タイプ方式を廃止し、有効期限が同一で、訂正内容が電子チップに反映された新たな旅券「記載事項変更旅券」を発給することとなりました。

このため、現行の追記方式に係る手数料であります「一般旅券記載事項訂正手数料」を廃止するのが、今回の条例の改正の趣旨でございます。

次に、2の「旅券法改正」による本県手数料の適用関係についてでございます。

今回の一部改正に関する旅券関係の県の手数料は、表の改正前の欄にありますとおり、(1)の一般旅券発給手数料2,000円と(2)の一般旅券記載事項訂正手数料200円でございますけれども

も、改正後は、(2)を廃止することとなります。

県民にとりましては、これまで「氏名」、「本籍の都道府県」の訂正を求めた場合、改正前の欄にありますとおり、手数料額は、県が200円、国が700円の合計900円でしたがけれども、今回の法改正によりまして、改正後の欄にありますとおり、「記載事項変更旅券」という一般旅券を発給することとなりまして、手数料額は一般旅券の県が2,000円、国が4,000円の合計6,000円となります。

なお、本条例の施行期日は、3の「施行期日」にありますとおり、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。

以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○函師委員 ちょっと確認なのですが、今の説明で理解はできたところなのですが、要は、もうパスポートの中身で「氏名」、「戸籍」が変わった場合には、再発行手続が必要ですよということですか。

○菓子野文化文教・国際課長 このパスポート記載事項に変更があった場合は、これは罰則つきではございませんけれども、訂正をするものとするということになっております。

○函師委員 ちなみに、これは、その記載事項に変更があった後、何カ月以内とか、そういう期間は設けてあるんでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 速やかにというようなことをお願いしております。

○函師委員 わかりました。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 直接関係ないんですけども、10年旅券が1万4,000円となっています。一般旅券手

数料から1万6,000円、新しくもらう人というのは、切りかえも含めてなるわけですね。

ところが、記載事項変更届で旅券で4,000円で6,000円ということなんですけども、その1万円の差額というのはどんな違いなんですか。

○菓子野文化文教・国際課長 これは外務省の説明でございますけれども、新しいパスポートを発給するのに、新しい冊子を発給することになります。その印刷代とか紙代、そういった人件費が6,000円ということになっております。

あと1万円につきましては、10年間、外務省を中心として邦人の保護に当たる経費と、それに充てるということで、1万円という算定をしているということでございます。1年間に1,000円というような考え方でございます。

○鳥飼委員 10年だったら1万円がいろんな保護に当たる経費ですよ。例えば2年で結婚して変わった場合、またやり変えるわけなんですけども、ほでまた、それも1万円もらっているから4,000円でいいです、書きかえ分だけでいいですよということですか。

○菓子野文化文教・国際課長 はい、そのとおりです。

○鳥飼委員 わかりました。

○内村委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、次に入ります。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松岡生活・協働・男女参画課長 それでは、「総務政策常任委員会資料」の3ページをごらんください。一般質問でも取り上げられたところではありますが、阪急阪神ホテルズの発表を機に、全国各地で相次いで発覚しましたメニューの不当表示事案につきまして、県内ホテル等で

も4事業者において確認されましたので、その状況と県の対応等について御報告いたします。

まず、1の不当表示の状況ですが、不当景品類及び不当表示防止法、いわゆる景品表示法と言っておりますが、景品表示法では、消費者の誤認を招く表示を不当表示として禁止しております。

今回の一連の事案は、メニュー表示に関しまして、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていたものであり、その内容は、表に記載のとおりであります。

不当表示の主な内容を紹介いたしますと、朝食ビュッフェメニュー、これ、JR九州ホテル宮崎でありますけれども、朝食ビュッフェメニューで何十種目か品があるんですが、その中の一つに、「地鶏の炭火焼き」というふうに表示しながら、実際は一般の国内産の鶏を使用していたものがございました。

また、「宮崎産牛ロース」、エアラインホテル関係でありますけれども、「宮崎産ロース」という表示をした料理メニューでありながら、宮崎産牛が入荷できなかったときに、一部他県産牛を使用したものがございました。

また、「車海老」や「芝海老」と表示しながら、ブラックタイガーやバナメイエビを使用したものがございました。

あと、これもよく報道でなされておりましたけれども、「牛肉のステーキ」や「サーロインステーキ」という表示をしながら、牛脂注入加工肉を使用したものなどとなっております。

次に、2の県の対応ですが、これらの表示は、消費者に実際のものより優良との誤認を招くものであり、景品表示法で禁止する不当表示に該当しますことから、(1)にありますように、景品表示法における対応として、直ちに該当事業

者へ事実確認のための調査を実施し、不当な表示の禁止と再発防止に向けた指導を行ったところであります。

また、県内約1万8,000の関係事業者に対しまして、県食品衛生協会等を通じまして、景品表示法に関するチラシを配付し、周知を図ったところであります。

また、今回の一連の事案は、食品表示に対する県民の信頼を失墜させ、農水産物のブランド化やフードビジネスを推進する本県の食の安全・安心を揺るがしかねないものでありますことから、(2)に記載しておりますが、内田副知事を会長に、農政水産部を初め関係部局で構成します、「県食の安全・安心対策会議」における対応ということで、関係課長による幹事会において、情報の共有化と今後の対応について協議を行いまして、県の食品衛生協会など関係7団体に対しまして、景品表示法を初め食品表示関連法令の正しい理解と適正表示の徹底を文書で要請しますとともに、関係課で県食品衛生協会を直接訪問いたしまして、会員への周知徹底を依頼したところであります。

なお、その下に参考としまして、国、消費者庁であります、の動きを記載しております。国におきましても、関係するホテルとか百貨店等の上部団体に対しまして、景品表示法の不当表示の考え方等について、傘下の事業者への周知を要請するとともに、食品表示等問題関係府省庁等会議というものを設置いたしまして、政府一丸となった取り組みへの協議を進めることとしております。

次に、委員会資料の次のページ、4ページと5ページをごらんください。これが、先ほど説明させていただきまして、関係事業者に配付しました景品表示法に関するチラシであります。

これを両面コピーにしまして、色刷りのコピー、紙で配付したとこであります。事業者の皆さんが理解しやすいように、具体的な事例を紹介しております。

また、あわせまして、5ページの下になりますけれども、お問い合わせ窓口、相談窓口ということで、県・国の関係課を記載しております。

要は、4ページが一番冒頭に表示しておりますけれども、「うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示をするな」ということで、お願いをしたところでもあります。

最後に、6ページと7ページをお開きください。先月21日付で、県食の安全・安心対策会議会長の内田副知事名で、関係団体に対しまして、事業者に対しまして要請した文書であります。食品表示関連法令の遵守と適正表示の徹底を要請したところでもあります。

県におきましては、今後とも、国や関係団体とも連携しながら、適正表示の周知徹底と再発防止に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課から、フードビジネス雇用拡大推進事業の採択事業者について御説明します。

本日、追加でお配りした資料をごらんいただきたいと思っております。右肩に「追加」と判がついている資料でございます。

本事業、9月定例県議会の常任委員会でも御説明をいたしました、厚生労働省の戦略産業雇用創出プロジェクトを活用しまして、県内の諸関連製造業の方々を対象に新商品開発や技術力向上、これらを行い、事業を拡大することによりまして、雇用の創出を図るというそういうものでございまして、外部専門人材の活用、また中核人材の育成に伴う経費について補助をする

ものでございます。

この事業、10月の4日から31日、ほぼ1カ月にわたりまして公募を行いまして、ここに記載されていきますとおり、48件の事業者から応募がありまして、その事業内容につきまして、実現可能性や雇用の継続性、また、事業の将来性などについて、外部有識者の意見も聞きながら審査をしたところでございます。

今般、予算の範囲内ということで、31件の事業者を採択しております。この一覧に記載した事業者でございます。

今後、補助金の交付申請等の事務に入りますが、速やかに検討しましては交付決定し、この採択事業者の方々に早く事業を開始していただくようにして、努力してまいりたいと考えております。

なお、それぞれの事業者の応募事業の内容でございますが、個々の事業者の方々の経営計画にかかわるものでございまして、これ以上の説明はできないものと御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○十屋委員 先ほどの不当表示についてですけど、この4事業者は自己申告なんですか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 それぞれ全国各地の事案と同じように、自己申告で発表されております。JRホテルとフェニックスホテルはそれぞれの会社で、エアラインホテルとイオンショッピングセンターの関連につきましては、親会社がございまして親会社のほうで発表されております。

○十屋委員 我々が思うのは、ずっと今までも

やってきてたんかなという不安と不信とが両方あるんですけども、結局、ああいう大きな全国的なことがなければ、なかなか出てこなかったのかなというふうに思うんです。県のほうとして、こういう事業者さんに話を聞いたところ、率直、いつごろからやってきたかというとかはお話はあったんですか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 直接公表されました結果を受けまして、我々県といたしましては、直ちに、ここに書いてありますけれども、調査実施日に関係の事業者のところに参りまして、納入書から全て事情確認させていただきました。

その中でいろいろお話を伺ったんですけども、やはりかなり以前からされていたようです。例えばで言うと、エビについてですが、クルマエビにブラックタイガー、シバエビにバナマイエビ、これは全国の中華関係は、かなり多くのところがこういう表示で今回出てきたんですけども、お話を伺うと、中華業界の慣習として、小さいエビをシバエビ、大きいエビをクルマエビというような慣習があって、それを普通の感覚でやっていたということで、今回、阪急阪神ホテルズの発覚で非常に騒がれましたけども、ああいった事態を受けて内部調査をした結果で判明しまして、それを受けて、今回、きちんと表示しようということで発表されたというふうに聞いております。

○十屋委員 大きいこういう企業とかであったら、こういう表示の仕方をされるんですが、一般的に普通の、先ほど言った中華料理屋さんを例に挙げると、そういうところには、ここは何のエビだ、このエビだというのは、余り細かくまでは書いてないんですね。

だから、そのあたりをちょっと我々もよくわ

からないんですが、ここに先ほどリーフレットのような形で各衛生協同組合のほうにお配りしたという中で、その売名行為というか、そういういい食材を使って料理していますよっていう店側の利益を得るための行為として、こういう表示をされるんだと思うんですけど、一般的に我々が行くちっちゃなお店は、何か全然そんなことないんで、普通に食べてて、バナマイエビなのかシバエビなのかっていうのは、正直なところよくわかんないんです。

だから、そのあたりでそういう大きな会社がゆえにそういうことをされたっていうのは、ちょっとがっかりしたところもあるんですけど、これでその協同組合のほうから、いろんなところで是正はされていくと思うんで、今後は、何かそういうチェックするようなのは何かやられるんですか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今、委員おっしゃいましたように、これをきっかけとして、かなり是正は進むと思いますし、今回、チラシ等も配付しまして、ああ、景品表示法っていうものなのかということも御理解いただけると思います。そういったことで、自主的な改善は進むと思っております。

ただ、今、おっしゃいましたチェック体制という部分になりますと、景品表示法の場合、レストランのメニューで出てまいりますので、しかも業者がたくさんございますので、なかなかこれをチェックするというのは難しい状況があります。

ただ、今、国のほうの会議で議論されているようなんですけども、やはり今回の状況を受けて、そのチェック体制という意味で、それぞれ、例えば百貨店なり大きなところにつきましては、それぞれ内部にチェック体制をしても

らうような仕組みづくりを進めるような議論もなされているようですので、そこら辺の推移も見守りたいと思っております。

○十屋委員 いわゆる今、宮崎県として6次産業化ということをメインにして、いっぱいこうやっていた中で、宮崎牛という、ここにちょっと一部ありましたけど、宮崎産牛ローズであったら、何か逆にイメージダウン、畜産の方々も含めてそういう宮崎牛に対するイメージとして、こういうことをされると非常にありがた迷惑になるんで、やっぱりそのあたりきちんと指導していただかないと、県がやっている施策の中にもちょっと影響してくるのかなという心配も懸念もあったものですから、お聞きしました。

そういうところでいくと、そういう畜産に関してフードビジネスに関しては、影響は出ないと見ていいんですか。やっぱ影響してくるかなというふうに見ていいんでしょうか。今、これ以上騒がれなければ沈静化すると思うんですけど。

○井手フードビジネス推進課長 宮崎牛に関しての問い合わせということでお答えさせていただきますと、宮崎牛、逆に宮崎牛ということで宮崎県産の黒毛和牛で、なおかつ経済連流通の中でA4等級以上という基準を出しています。

これについて偽装されると、非常に迷惑なお話だというふうに我々も理解しておりますし、ただ、逆に宮崎県産牛、宮崎和牛、もしくはホルスタイン等の乳牛等の入った宮崎県産牛、これにつきましては、やはり宮崎のブランドということで大事にしていこうということで、販売戦略上もその流通卸売業者、この辺で、ほかの県産とまじって「国産牛」という表示されているのが現状でございます。

そこに対して、できるだけ宮崎県産の和牛を

別にしてもらって、「宮崎県産和牛」、もしくは「宮崎県産牛」というブランドで流通させていただくようお願いをしているというのが、販売戦略上の今の取り扱いでございます。

○十屋委員 災い転じてというのを、逆手にとってやるということですね。はい、わかりました。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今の御質問に関連してなんですけども、例えば、このエアラインホテルの宮崎産牛ローズの懸案につきましては、内容を確認いたしますと、要するに、宮崎産牛でずっと出したかったんだけど、ちょっと入荷ができない状況があって、鹿児島県産等を使ってしまった。価格を納品書で確認すると一緒なんですね。

ということで、業者さんの的には、価格において偽装したという意識はなかったんですけども、ただ、結果としてそういう状況が生じたということで、やはり業者さんにしてみると、宮崎産という表示はしたいんだけど、今回のようなことがあって入荷できないことがあったりした場合に、ああ、やっぱり表示はまずいかなということで、表示をやめてしまうという逆の懸念もあります。

そういったことで、安定した供給というのも課題があるのかなというふうに感じたところであります。

○鳥飼委員 同じく不当表示なんですけど、これはメニューの偽装ですかね。言葉尻なんです、言葉の使い方なんですけど、何か「誤表示」と言ったりとか何かあっているんですけども、結局、食品偽装じゃないですけども、メニューの偽装かなというように感じもするんですけども、どういう受けとめ方になるんでしょうか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 報道等では、やはりマスコミ的には、一般の方にわかりやす

い表現なのかもしれませんが、「偽装表示」とか「虚偽表示」というような表現が、やっぱり出ております。

ただ、我々、景品表示法を管理する立場からは、景品表示法では、あくまでそういったものを全て含めて「不当表示」という言い方をしていますので、今回の説明資料も、全て「不当表示」ということで説明させていただいています。

ただ、一般の方はわかりやすいのは、やはり偽装だろうとか虚偽表示だろうというような受けとめ方をされているんだろうと思います。

○鳥飼委員 私の食生活が貧しいのかもしれませんが、フカヒレスープに人工フカヒレを入れていたとか意味がわからないんですよ。フカヒレスープ、余り飲むことはないんですけど、知識がないから、ああ、こんなもんかと思うようなこととか、地鶏の炭火焼きとかバナメイエビとシバエビはどんな違うんだろうとか、その程度の知識というのが、一般の消費者の知識ではないかなと思っているんです。これをやっぱりわかりやすく県民なりに知っていただくということが大事だと思うんですけど、そこはどんなふうにやっておられるんでしょうか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今、鳥飼委員の御質問のような形の意味での県民への広報というのは、なかなか難しいところではございますけども、当課の立場としては、そういったものが出回らないように、業者さんに啓発をしていくということで、対応しておるところであります。

○鳥飼委員 大変でしょうけどね。

それと、先ほど十屋委員からもありましたけど、「宮崎牛」、「県産和牛」とか、ここに「宮崎産牛ロース」とか、いろいろ表示があるんで

すけど、まぜて言われたら、これを理解している県民というのは、どれくらいおるのかと思うんですけど、どんなふうに状況を受けとめておられますか。

○井手フードビジネス推進課長 宮崎牛というブランドは、ある程度、名前として浸透していると思っております。ただ、その宮崎牛の基準がきちりわかっていらっしゃる県民の方々というのは、そう多くないのかなと。

だから、基準云々以前に、そのおいしいものであるということをきちりお知らせしていくということが大事なのかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 なかなか苦しいですけども、私もそうなんですけど、近くに経済連のお店があるもんですから時々行くんですね。何回も言いましたけど、我々の年齢になると、もう4級、5級というのはなかなか脂っこくて、1切れ食べればええかなというように余り貢献していないんです。ですから、3級以下を食べるほうがいいかなというように感じもして、赤身肉の推進をしたらどうかというようなことも発言してきました。

そこで、やはり大事なことは、今回の問題で、このフードビジネス戦略ということで進めておられるところに支障があると問題だなというふうに思うんですね。そこはやっぱり業者の方々もしっかり受けとめていただかないと、県政の柱といいますか、県政の政策になつとるわけですから、そこをしっかりと理解しているのかどうかというのが、ひとつ心配なんです。

こういうのがみんな出てくるから、じゃあ、うちもこの際、もう発表しとけというようなことで、「赤信号みんな渡れば」というような感じの発表になっているようで、こういう立派な

ホテルの方たちがこういうことをやっていることそのものが問題だということを、しっかりと受けとめてもらわなくてはいけないと思うんですね。

だから、それなりの対応を、副知事なり知事なりの名前で、やっぱりそれぞれのことをしっかりわかっていただくということをお願いしておきたいと思います。

○丸山委員 3ページのほうに、国のほうでは、「景品表示法に基づく立入検査」というふうに書いてあって、県は、実態調査なのかなと思うんですが、その差というのは何なのかというのと、何が原因なのかというのをしっかりしてないと、ひょっとしたら長引くと、また同じような繰り返しになるといけないもんですから、うみを出すものは、しっかり出さなくちゃいけないと思っています。立入検査がほかのところはどうなのか、宮崎県には入る可能性があるのか、しなくちゃいけないもんなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っています。

○松岡生活・協働・男女参画課長 この「参考」のところの(1)にあります「立入検査」というのは、国の景品表示法に基づきます措置命令を行うための法に基づいた立入検査ということで行われたものであります。

本県の場合は、この案件につきましては、もう既に公表されておりましたので、それにつきましてまず報告をいただきまして、じゃあ、内容を確認させていただきますということで現場に入りまして、先ほども御説明しましたとおり、納品書等を全て確認させていただいて、公表の内容に間違いがないということを確認いたしました。

それとあわせて、どう対応されているのか。公表の中身で、もう既に、こう改善します

というようなことも出ておったんですけども、それにつきましても確認させていただきまして、今後、再発防止についてのお願いもしました。

それとあわせて、また、それぞれの事業者の皆さんには文書で通知いたしまして、その改善内容の報告等も求めるような体制をとっております。

○丸山委員 今回完全にうみを出し切ってほしいというのかまずありますので、それをしっかりやっていただきたいと思っております。

それと、パンフレットをつくって、問い合わせ先が県のほうにあるんですが、県のほうに、例えば、こういうところがわからないんですよ、とかいう相談が何件かあったのか、全く反応がないのか、反応があったとすれば、どういう相談があったのかということも含めて、教えていただければありがたいなと思います。

○松岡生活・協働・男女参画課長 このチラシにつきましては、まだ、今週月曜日に食品衛生協会さんのほうに持っていった段階ですので、まだ、きょうの時点では、業者さんのほうまで出回ってないと思います。それもありませんか、きょう現在では、まだ問い合わせ等は、県のほうにはまだ届いておりません。

○丸山委員 あと、先ほどから宮崎牛とかあるんですが、宮崎牛を取り扱っている指定店はもう決まっているんですね。

あと地鶏も一緒なんですけど、そういうところはしっかりと県のほうからブランドを確立するために、もっと、どうあるべきなのかっていうのは——県外にまた、この指定店ってあるっていうふうに聞いているんですけども、今後、その辺のところをちゃんと、まあ、立入検査といえますか、実態調査なのかわかりませんが、そういうことをやろうという気はないんでしょ

うか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今、委員がおっしゃいました店舗等につきましては、ブランドの対策部門の関連もあると思うんですけども、農水省のほうでは、食品監視のGメンというのを持っておりまして、全国に1,400名ぐらいいらっしゃって、そういった検査等をされております。ただ、レストラン等は対象外になっております。

きのうの井本委員の質問の中にありましたけども、レストラン関係はJAS法の適用外になっておりまして、農水省のGメンも、ちょっと立入検査は今までやっておりませんでした。

ただ、新聞報道等を見ますと、今、国のほうで、この景品表示法の強化に伴いまして、例えばその農水省のGメンさんをレストランにも立入検査、確認ができるような体制をとろうとか、そういう議論もなされておりますので、その推移をちょっと見ているところでございます。

○丸山委員 ぜひブランドをしっかりと戦略的にやろうとするのであれば、信頼関係もあるんですけども、しっかりこれは行政が取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

○渡辺副委員長 同じテーマで2つほどお伺いいたします。

まず一つは、不当表示というふうにくくりにしますが、先ほど御説明にあったように、県産牛を使おうと努力をし続けてきたけれども、どうしても入荷がなくて、一時的に違うものが入ってしまったという例のものと、あと、それ以外に最初から、さっきの中華料理業界の伝統的な話はちょっと置いといたとしても、最初から全く違うものを違う目的で入れているというのと、2種類あるかと思うんです。

例えば100%のオレンジジュースと言って、全

然違うものを出しているというのは、最初から、悪意と言うべきかどうかわかりませんが、目的を持ってそういうことをやっていたという、その2つあると思うんですが、宮崎県内で調査、明らかになったものの中で、そういう悪質というか、最初から違うものを意図して出していたというケースが、まずあるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○松岡生活・協働・男女参画課長 それぞれの4事業者の確認調査をさせていただきましたけれども、納品書等の確認、あるいは聞き取り調査の結果からは、もうこれは悪質だなど、産地偽装だなどかそういった悪質なものについては確認しておりません。

今回の事案につきましては、阪急阪神のホテルズの公表を受けまして、みずから会社で内部調査を行われまして、自主的に公表されたということで、前向きな取り組みをされたというふうにも評価しているところであります。

○渡辺副委員長 了解しました。

今は特定企業の話もしたくはないですが、フェニックスリゾートは、今回、報道で騒がれる数年前にも発覚して、みずから誤表示があったということを公表して、取り組まれるということになっていましたが、今回の発表を見ると、直接の場所は違うのかもしれませんが、同じグループ内のところで、このようなことがあったということが再び出たわけですけども、そこについては、何らか説明であったりとかがあるんでしょうか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 フェニックスさんにつきましては、公表をされた後、直ちに担当部長さんに来ていただきまして、まず状況を確認いたしました。

その後、実態調査というか確認調査に入ら

せていただいたんですけども、お話を伺った中
と、フェニックスさんは、詳しくホームページ
等でも直接公表され、記者発表もかなり詳しい
資料で公表されていたんですけども、その内容
を見ますと、ここにも不当表示の内容というこ
とで書いておりますけれども、夕食ビュッフェ
メニュー、これ、やっぱり何十種類かあるん
ですが、「牛肉のステーキ」という表示をして
おったと。

これは、もう今までの経験からは、かなり納
入業者に対しまして、この表示で大丈夫かとい
う確認を何度もしたと。その結果で、アレルギ
ーの情報記載をしていけば大丈夫ですというこ
とだったので、これを出したところ、今回、こ
のような状況になって、これはいかんというこ
とで公表しましたという御説明でした。

あと②の伊勢海老につきましては、どちらも
イセエビなんです。海外産のやつも、ここに
例示しておりますアフリカミナミイセエビとい
うことで、イセエビ科の種類ではあります。た
だ、漢字表示をしたがために、これはお客様の
誤解を招くと。国産の伊勢海老と勘違いされ
るということもあって発表されたと。

あと、添え物の使用していた白ネギの「京葱」
というのは、これは、ああ、こういう内容だ
ったのかと思って初めて知ったんですけども、や
っぱりこれも業界で、白ネギというのはにおいが
強いので、京葱という強い、強い・弱い
の強いネギという表現をしていると。

ただ、それだとイメージが悪いので、ちょ
っと当て字みたいな形で「京葱」としたと。た
だ、これは京都のネギのような印象・誤解を
与えますので、今回、やっぱり不適正だとい
うことで公表されたというふうに聞いてお
ります。

○渡辺副委員長 わかりました。

○坂口委員 そのイセエビというのは、いろ
んなのがアフリカにもいるんでしょうけど、
日本のイセエビと、外見で、見た目では
ぱっとわからないですか。漢字の違いじゃ
なくって、ここは明らかに見ればわかるん
じゃないですか。

まだまだ知識的に足りん分もあるかもわ
からんけども、僕の経験では、やっぱり全
く見た目でほとんど違ってきていますよ
ね。日本の近海のイセエビでも、赤と青
と2つについて値段が違うんですよ。

だから、まず目で判別できるっていうこ
とと、本当にイセエビとして高級な食材
として売ろうとしたら赤、イセエビなん
ですよ。だから、そこらはこれを機にち
よっと、僕は、まだまだ全部わかっ
ているわけじゃないけど、まず、見た
目で判別できないのかなっていうこと。
だから、それだったら字の違いじゃない
なと思いますね。

○松岡生活・協働・男女参画課長 このイ
セエビ関係につきましては、会社のほう
は、同じイセエビ科のエビということで、
どちらも片仮名でイセエビとしてい
れば、多分、景品表示法も問題なかつ
たと思うんですけども、漢字で表示
したがために、やはりこれは誤解を招
くということで、今回、不適正な表示
だということで、フェニックスさん
としては公表したということで確認
しております。

○坂口委員 そしたら、もう明らかに海
外産のイセエビということはわかっ
ていて、表示の仕方がまずかった
ということだな。

○松岡生活・協働・男女参画課長 はい、
そのとおりでございます。

○丸山委員 フードビジネスのことで
ちょっとお伺いしたいんですが、この
資料の中で、今回、25年度予算が1
億7,000万幾らだったと思っ

てるんですが、この426名でその予算が全部あったというふうに思っているのか、それをちょっとお伺いしたいと思っています。

○井手フードビジネス推進課長 25年度補正予算で、フードビジネスのほうで1億5,600万強、補正の議決をいただいたところでありますが、この拡大推進事業に関してだけいいますと、7,000万余りの予算でございます。

今回、採択した事業を全部、まあ、提案の事業費、補助事業費を積み上げますと6,000万強、まあ6,300万強なんですけれども、今後、その事業者の採択、申請によりますので、少し幅を持たせて、余裕を持たせているところがございます。

○丸山委員 個別のことはなかなか厳しいという話だったんですが、31事業者ですので、割れば約十数名ずつかなと思っているんですが、最大幾ら雇用する予定でしょうか。人数ぐらいは教えていただけるんでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 個々の新規の雇用者そのものも、とりあえず今回はお知らせできないというふうに私どもは整理しています。

総数としては426名で、おっしゃるとおり大体平均10名になるんですけども、多いところありますと、20から30ぐらいの数字が出てきているところで、一番多いところは100を超しているところが1件だけございます。

○丸山委員 あと、3年間全部で20億あるんですが、このような調子で、今回、31件採択したというふうになったんですが、ちゃんと3年間で20億程度の予算が、しっかり執行されて、かつフードビジネスが本当にちゃんと発展していくんですよというきっかけっていいですか——1回やってみて、どういう反応だったというふうに思っているんでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 県内の企業者さん、これ今回、製造業という縛りをかけていますけども、非常に反応がよろしくて、説明会のほうにも、これは10月の半ば、11日に説明会をやったんですけども、100社を超えて127社の説明会への参加がございました。

今回、期間が短いところもございましたので、応募に至らなかったところもあったかと思えます。また、今回、採択を外れた17件の件数も、今後の詰め方によっては、十分事業として成り立っていくと思っております。

したがって、来年の予算次第でございますけれども、追加の公募をやるつもりで、私どもとしては準備をしておこうと、で、企業者さんにもお願いをしていこうというふうに考えております。

○丸山委員 その追加の枠は、どれぐらいあるというふうに……。今426名が雇用されていますけど、恐らく26年度も、継続されると思うものですから、その後、最大どれくらいまで雇用を想定しているというふうに見ればいいでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 国に出しました、この戦略産業雇用創造プロジェクト宮崎提案としましては、1,223名という目標値を上げていますので、ここに至るまで頑張っていきたいと思えます。

ただし、その数字そのものは、この事業だけで全てを補っているものではありませんで、これ以外の関連の支援も含めて1,223名ということになりますので、それを含め、この事業をプラスアルファでその数字を目指していきたいというふうに考えております。

○丸山委員 いずれにしても、この3年間の事業でありますので、この事業をうまく生か

していただいて、本当に宮崎がフードビジネスで伸びていけるのかというのが、やっぱり426名、1,200名というふうになりますという数字が想定されているとも、ほかにいろんな雇用もあるんですよという説明でありましたが、この予算の消化っていうことを言っているのかわかりませんが、事業費含めて、かなり基金が余るのではないのかなという懸念をするものから、PRをしていただいて、うまく幅広く、1つのところに100っていうのは、結構何か余りにも多いような気がして、この際、中小企業をもう少し幅広くやっていったほうがいいのかないかという思いがあったりします。その事業採択の内容が余りにも議会のほうにも、余り触れられないというのも、ちょっと、何でもこういう企業を選んだのっていうのを、どうやってチェックするのかっていうのを——我々議会のほうにも、もう少し具体的に情報開示ができないのかっていうのは、ちょっと疑念を感じています。今後の情報開示についてはどう考えているんでしょうか。

○井手フードビジネス推進課長 この個々の企業の事業計画については、一つ一つの事業者さんの理解がないとしゃべれないというふうに、私どもも思っていますし、審査においても、事業申請書そのものをそのたびごとに廃棄するというふうな情報保護のとり方をしております。

ただ、今後、この事業者さんがどのような事業展開をされるのか、それは事実として見えてくるところでございますので、そこはまた御報告をさせていただくのかなというふうに思います。

あと、今後の掘り起こしに関してですけれども、先般の取り組み状況を報告させていただいた中で、相談センターというものを「K I T E Nビル」につくりましたということで、御報告

させていただいたところなんですけども、そこにもいろいろ御相談が、この企業以外のところから入っています。

そういう企業を掘り起こして、このフードビジネスとして雇用の創出につながるように支援をしていくという形、また、それぞれの市町村なり商工会議所の農業団体等を介して、フードビジネス、こういう事業ありますよというPRを、今後も引き続きやっていくつもりであります。

○丸山委員 各企業のその情報開示の問題があるということでもありますけど、これは基本的には税金を投入するわけですので、そのような情報開示はしっかりしていただいて、議会としてチェックしていないと、ただ、予算を通しただけで何も成果が上がってなければ、税金の無駄使いというふうになってしまいますので、その辺はできる限り情報開示をしていただくように、努力をしていただきたいというふうに思います。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 大切な税金ですから、しっかり開示しなければならないと思っておりますが、現時点においては、例えばこんな商品を開発したいと思っておりますとか、ここにビジネスチャンスがありそうなので、狙っていきたいと思っておりますという提案があつて、それに取り組むために、この事業を使いましょうということですので、それは、その前出してしまいますと、いろんな競争関係等も起きてくるということで、きょうの時点ではお話しできないということで説明申し上げました。

ただ、この事業を使って、補助事業を実施した結果、こういう結果が生まれました。あるいは、うまくいきませんでしたということについて

では、お話しできる時点で、しっかり説明をさせていただくということは、当然のことだというふうには思っております。

○丸山委員 はい、お願いします。

○井本委員 このフードビジネスというのは、私もちょっと誤解しとったのかもしれませんが、私は6次産業化の一環だろうなと思っていたんですけど、これは全く違う考えでやっているものなんじゃないかな。

こういうフードビジネスで、これ、31社を選んだというんだけど、31社を選んで、その人たちが勝手にいろんなことをやってくれという。そして、その中にたまたま当たるものがあるかもしれないわなと、そういう感じでやっているのか。

私は、やっぱりフードビジネスということからずっと、もっと有機的に総合関連した全体を見ながら、その一つの大きなコンセプトのもとに、何かやる事業かなと裏で思っていたら、何のことはない、ただ、その普通のそういう事業者には、いわゆる何かいいアイデアがあったらやりなさい、はい、金を出しますよと、それぐらいの事業だったのかなと、今、ちょっと思っているんだけどね。これは、そんなもんぐらいのものなんですか。

○井手フードビジネス推進課長 フードビジネスの振興構想、これの推進に当たりましては、生産、加工製造、販売、そして誘致、波及という5つの領域ということ、これまで説明を差し上げてきたところです。

つまり、県産の農産物等を、食に関するものを生産して、それを県内で製造加工して販売をしていくと。今回のこの事業に関しましても、その審査の過程の中で、県産の農産物等を使って加工をする製造業を、その辺を基軸に選んで

いるところであります。

つまり、今まで外に素材として流れた部分を、県内で加工して付加価値をつけて売っていく。そうすると、物流コスト等の軽減も図れますし、農家さんのほうの所得のほうにもつながるのではないかと考えております。

○井本委員 それ、あんたたちの今度のフードビジネスのコンセプトなんだ。

私は、そんなぐらいのことで——これはばらまきだよ、完全に。そうでしょう。そりゃあ、好評ですよ、当たり前ですわ。ばらまきをやれば、私は、誰だって募集に乗ってくると思えますよ。

もっと大きな構想のもとに、何か——きのう、本会議でもやっていたけど、今、デフレの時代に、どこも全県、いろんなところでフードをやっているところに、しのぎを削ってやっていかんないかんのですよ。

今ぐらいの発想で、大きな産業を起こせると思ってるんですか。やっぱ宮崎県しかできない何かそういう大きな総合関連したというか、もっと有機的なそういうものを持ってやろうとしているのかなと、私は思っていたわけよね。全く違うなと、まあ、私の誤解じゃったのかもしれないけど。そのぐらいのコンセプトでやったら、私はちょっと勝っていけんという気がするんだけどね。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 先ほど課長がお答えしたように、フードビジネスというのは、生産から加工、販売、それから誘客とかいろんな観点で考えていく必要があると思っております。

その中で、宮崎にとって一番大きな課題、流通をどうするかとか、あるいはもっと大きな加工場を県内につくれないかとか、あるいは誘致

できないかということ、全県的に取り組んでいく課題はあると思っています。そういうものについては、今、プロジェクトチームを組んでいますけれども、成果が出るように努力を続けていきます。

一方で、県内の各事業者の方々、農家の方々が、自分の身近なところでのフードビジネスをつくりたいということも、たくさんあるわけです。そういうビジネスチャンスをつかんでいただくために、このような事業もありますし、ほかの補助事業もあります。

県全体で取り組むべき大きな課題にもチャレンジしていきますし、県内の事業者の方々が、しっかりと自分で利益を求めていく、そのことで県内の農業にもつながるような取り組みもサポートする、この両面でしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○井本委員 コンセプトというのをあんまり広げると、何でもかんでもやったら、それはないのと同じなのよ、コンセプトなんていうのは。ある程度、集中すればこそ、力もまたそこに集中されるし、また成果も出る。

だから、そのコンセプトをぴしっと見つけるということは、非常に大変ですよ。私は、皆さん方は商売なんかやったことないわけやから、はなから、コンセプトをつくれると思ってなかった。これを選んだ人たちは誰かはおるでしょう。あなたたちが選んだんじゃないでしょう。

だから、その人たちが、恐らくそういうきちっとしたコンセプトなりをつくりよるんやないのかなと思って私は思ってたんだけど、こんなものを選んでから、はい、じゃあ、この中にたまたま合ったものがあるかもしれませんねという程度でしょう、恐らく。こんなもんで6次産業化が成功するのかな。

選んだ基準というのは、今言ったような基準なんですか。

○井手フードビジネス推進課長 提案された内容が、現実的に可能か、実現可能性ですね。企業の形態、もしくは経営状況も見させていただいて、雇用がちゃんと継続されるか、また、その市場分野が将来性があるのかどうか、この辺について有識者の御意見も聞きながら判断したところでございます。

○井本委員 もう一回。

それは有識者が選んだの、それとも、あなたたちが選んだのか。

○井手フードビジネス推進課長 私どものほうでも下査定をしまして、有識者のほうにも得点をいただいて、総合的に判断をいたしました。

○坂口委員 今までの企業の支援と一緒に、今言われたのは、事業として成立するかどうか、雇用が継続できるのかどうかですよ。成立すれば雇用も継続できますよ。だから、成立するかしないかの観点からだけ選んだってことで、何ら特色がない。

知事の説明にあった、今度のフードビジネスっていうのは、第1次産業に利益が還元できていくんですよっていうことだから、どうやって、あなた、この事業を展開して行って、実際、軌道に乗ったときに、あなたがつけた付加価値が、どこの農家に、県内農家に、どういうことで還元できていくんですかっていうところが、一番肝心なんです。

これは、今までの企業支援と一緒にだ。だから、コンセプトがある言うけど、ないのと一緒ですよ。今度のコンセプトは、いかに宮崎のこの持っている潜在的な能力、それは生産額を3,000億も持ちながら、それがほとんど他に利益分が取られている。買い手市場になっていて売り手

市場になっていないと、これを何とかしたいんだというのが、コンセプトでなきゃだめだったはずですよ。

だから、言われるように、6次産業とフードビジネスは、僕らは一緒って捉えていた。6次産業って言われるのは、農家、生産者みずから最後まで仕上げると。そうでなくって、連携のもとにやるのがフードビジネスで、それは全て6次産業化で利益をみんなで分かち合うんだって。

この前も言いましたように、宮崎のものを最大限付加価値をつけて、そこに出てきたお金をみんなのポケットにお互いが入れ合うんだ、そうやって豊かにしていくんだっていうのがコンセプトだと思ったですよ。

だけど、これ、今までの企業支援と一緒にですよ。商工サイドで、これは企画サイドじゃないですよ。だから、その有識者の感覚が大切で、そのとおりで、この人たちは言いたいことを言って、何ら責任をとらない人たちですよ。

17件の外された理由は何があるんですか。

○井手フードビジネス推進課長 委員がおっしゃるとおりだと私も思っています。

実現可能性、雇用の継続性と申し上げましたけども、その大前提としまして、流通の部分、要するに仕入れの部分と販路の部分、ここが確保されているかどうか、実現可能性というふうに我々は思っております。

外されたところにつきましては、まず販路が明確に見えない。市場という言い方をしましたけども、今後、販路が明確に見えないところは外しました。仕入れに関しても、県内産と県内の農家さん、農協団体さんとちゃんとつながっているかどうか、その辺が我々の判断基準となっております。

○坂口委員 それは従来と一緒になんですよ。やっぱり県内で調達できれば、そこが安く上がるから加工業者は県内のものをとるだけで、よそが安ければ、よそをとるわけ。だから、どうやってその価格形成はやっていくのというところが、第1次産業者とあなたの価格決定は、どういう過程を踏まえて、どんなあり方で価格が設定されますか。それは今までの流通と違いますか。市場出しとか農協出荷とか、それは違いますか。産直に近い売り方、売り手の価格決定に関する影響力っていうんでしょうか、そこが反映されることになりますかというところが、一番肝心なんですよ、今までの知事の説明を聞いていると。

それがなかったら、やっぱりこれは商工労働に渡すべきですよ。そのほうが、より成功しますよ。彼らのほうがノウハウを持っています。

○井手フードビジネス推進課長 今後、この企業者さん、事業開始後、我々もフォローアップをしていくということで考えております。

委員がおっしゃったところについては、きちんとフォローアップをして、県内の事業者さんと産直の関係がつながっていくように努力をしてまいりたいと思っております。

○坂口委員 その価格設定のところはぜひ、今度は今までのあり方と違うんだっていうところを、やっぱりしっかりそれを整理させてほしいですね。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 先ほどお聞きしました、食品の表示の件で法律が3つありますけども、この中で罰則とか行政処分とか、そういうところについての規定はどんなふうになっているのか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 それぞれ罰則規定はございます。ただ、景品表示法の場合

は、事業者に対して措置命令をしたときに従わなかった場合について、罰金等が発生するということになっております。

○内村委員長 よろしいですか。

○函師委員 フードビジネスの関係なんです、今の、課長が言われた、この採択業者のフォローアップをしていくということなんです、先日、青森県のほうに調査に入ったときには、やっぱりフードビジネスの課がありまして、その取り組みとして、新商品とか新技術の開発促進の補助をして、なおかつそこから生まれてきた新商品、新製品になるまでの試作品の段階を、ある一定程度、県がそれを買い上げて、品物とか大きさとかにもよるでしょうけど、それを買い上げて、県が都市部とかです、いろんなアンテナショップの開催とかフェアの開催のときに、それを販売まで協力をするというようなフォローアップもされておりました。

あと、佐賀県の武雄市は、もう皆さんも御存じだと思うんですが、あそこはネット通販の事業を市が立ち上げていらっしゃる、そこで取り扱う商品、もちろん加工品だけじゃなくて農畜産物も入るんですが、通販だけで1,000商品を扱って100億円産業にしようという、そういうような行政主導で、売るところまで責任を持たれているやり方もありました。

何かその具体的なフォローアップの方法、今後の展開があれば、教えていただきたいんですが。

○井手フードビジネス推進課長 フォローアップにつきましては、もともとこの事業は外部の専門人材を入れる、そこに対して、その人件費等を補助するという事業でございますので、その外部の専門家さんたちが、どういうアドバイス、サジェスチョンをしていくのか、その辺も

きっちり見ていきたいと思っておりますし、それが我々の資産にもなるというふうに思っております。

それに足りないところは、フードビジネスの総合的なマネジメントとして予定しています、アドバイザー等からも御意見をいただこうというふうに思っております。

できたものを買い上げて、アンテナショップ等で販売するかというについては、今後、検討をしてみたいと思っております。

あと、実際に何人雇用されていくかというところが、我々の一番の関心事でありますし、事業がうまく回って、県内の流通等がうまくつながっていくようにフォローをしていきたいというふうに思っております。

○函師委員 具体的なフォローアップをどんどんされて、県がどんどん首を突っ込む、あと、その責任までとるというところが、やはり大切だろうと思っておりますので、この事業者さんとともに頑張りたいと思っております。

○井本委員 どうも何か、やっぱ責任をぴしっととる人がおらんのが問題なんじゃないでしょうか。普通の民間の企業だったら、これはもう企業が倒れるかどうかというせめぎ合いの中で、やっぱり彼らはぴしっとしたコンセプトをつくって、そしてそこの中で生きているわけですね。

そうすると、あなたたちも責任をとらん。そうしてまた結局、何か誰かに頼んだ専門の人たちも責任をとらん。それが結局、本当の100やっけて100のうち、もしかしたら当たるもんがあるかしらんというような感じでやっておる。

そして、それから雇用が先じゃというのが、私は間違っておると思うんですよ。まずは、いい仕事をやれば雇用も生まれるという発想じゃないと、私はおかしいような気がします。

だから、仕事を成功させる。それはその続きとして雇用が生まれるということになるのじゃないのかね。どうも雇用が先に走り過ぎているような気もすんだけど、その辺の2つをどうもちょっとこう、責任を持つ人がまずもうちょっと誰かしっかりやらんと、民間の人でも。

もう、あんた、これが失敗したら、首吊らなきゃいかんよというような人が、やっぱりぴしっと立たんと、これは成功せんような気がするんですがね。

はっきり言って、何か、あなたたちだって商売わからんわけでしょう。わからん人たちがつくりよる。そして、その今言ったプロの人にちょっと相談する。その人たちも責任を持つんのかってというのは、どうも私は、最後はもうなし崩し的な、雲散霧消するような、そんな結果になるような気がするんだけどね。

あなたたちは、ぴたっとはっきりしたイメージがあるの。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 責任という意味でいうと、フードビジネスの推進構想をつくって、県として進めていきますと、1兆5,000億を目指してやっていきますというのは、県が進めているわけですから、フードビジネスの製品については、県が責任を持つものだというふうに思っています。

この事業について言うと、個々の事業者さんが、自分たちの自己責任で国のお金等を使って進めていきますということですから、その製品については、一義的には事業者さんになっていくことになりすけれども、それを採択した県側としても、二義的な責任はあるだろうと思います。

雇用の問題でいうと、このフードビジネスについては、この事業は1パーツなんですよね。

いろんな取り組みがある中の一つ、国の厚生労働省の補助事業がとれたので、またそれを活用しましょうと。

厚生労働省は、あくまでも雇用がメインなものですから、雇用が生まれる、そのために、委員がおっしゃったとおり、事業が成功しないとだめだ。もうそれ大前提で、ただ、目標が雇用ですから、そこを少し強調しながら進めているということですので、そのあたりについて御理解をいただけたらというふうに思います。

○井本委員 なら、要するにこれは、厚生労働省から出てきた資金だから、中心的に今度は雇用ということに当たっているんだということですね。わかりました。

だけど、今言う、責任という問題はよ、あなたたちが責任を本当にとるのかと。その事業者が100億損しましたよと。100億を、じゃあ、損害賠償って、あなたたちが本当にとるのか。

ある民間の企業だったらよ、損失を与えたら、それはもう、それこそ事業はもうやめていくなりせんにゃいかんわけですよ。私は、とにかくあなたたちが民間の責任をとれるはずがないと思っていますよ。

本当にやっぱり真ん中に、もう一つしっかりした人をつくらんと、いかなのじゃないのかなという気がしとるんだけどね。もうだめなら、そこでいいですわ。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 私が、県が責任と申し上げたのは、施策を推進しているということについては、その結果については責任をとらなければならないと。必ず成功させなければならないと思っていますし、その責任はとらなければならないと思っています。

○井本委員 理屈を言っている。失敗したらどうするかという話で、失敗したら責任をとる

のかって言っているんだが。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 今回、この御説明申し上げた事業についていえば、成功の蓋然性が高いと思われるものを採択しようとしてしまし、先ほど説明したようにフォローもしっかりしていきます。必ず成功するようにフォローもしていきますが、全てがうまくいくとは、まあ、経済情勢等もありますので難しい面もあるだろうと。

個々の事業について責任をとるのかというと、それは県がとるとするのは難しいだろうとは思いますが、ただ、繰り返して申しわけありませんが、フードビジネス推進構想を進めていると、それを選んだということについての責任は、県が行政全体としてとるべきものだとは思っています。

○井本委員 だからよ、その最終的に責任をとるといっても、結局——私は、今までだって、こういうふうにお金を出して、結局は失敗したっていうのを見てきとるわけよ。

ですから、結局、税金を単に出しただけっていう、その間、雇用は確かにありましたわ。そりゃ、雇用された人はありがたかったけど、結局、最終的には何も残ってないという、それじゃいかんのじゃないかと言っておるわけよ、私が言うておるのは。

やっぱり本当にこれを物にするために、もし民間企業であるならよ、やっぱり一つのぴしっとしたコンセプトを出して、そこに向けてしっかり力を集中させて、もしかしたら失敗することはあるよ。でも、やっぱり営業というか、そういうのをやる民間の企業の人たちは、もちろん失敗するときはあるけども、当然、できるだけ成功の確率の高いものにかかるわけだわね。

本当にこれは成功するようなもんですかと私

は言うておるわけよ。そのために力を注がんにやいかんのじゃないか。だから、ある程度、コンセプト、目的をしっかりとさせんと、わあっとした目的の中に、誰が当たるじゃろうという、それじゃ当たらんよと。はっきり言ってこの今の世の中は、みんなが競争しちよっちゃから。

だから、この前も任天堂のWiiの話をしたけど、あのWiiで見たときのコンセプトが、最初、お母さんというのは、ゲーム機と見たら、みんな押し入れに、ぽんぽん放り込んでしまうわけだよ。お母さんが放り込む。そしたら、誰かがその中で、ブレインストーミングの中でよ、お母さんができるようなゲーム機はどうでしょうと。なあに、そんなばかなことはないよって、最初は否定されたわけだよ。そこで、既成概念で見たら否定されるわけよ。

ところが、そこにこそ、むしろ生きる道があったわけだ。お母さんも巻き込んだような、そういうゲーム機はないのかと。それで作られたのが、そのWiiだっていうことなんですよ。

だから、コンセプトがしっかりして、宮崎県が生きる道である宮崎県しかできない、宮崎県しか生きられないようなフードビジネス、それを構築しないと、私は失敗するんじゃないですかって言うておるわけよ。

当たりも何でも、10、100個ぐらい1回呼びゃあ、そのうち一つが当たるでしょう。そういう発想じゃ、本当のフードビジネスじゃないんじゃないんですかと私は言いよるわけよ。

まあ、わからんならいいですわ。

○土持総合政策部長 いろんな事業の行政の責任のとり方ということで、今、井本委員のほうから御発言がありますけども、なかなかその行政の責任のとり方というのが、皆様方が思っておられることと、また、一般の民間の方、そし

て我々とは違うのかなというふうには思うところはございます。

ただ、我々も、広く言いますと、そういった産業振興等を目標としていろいろ努力をしていくわけでございますけれども、いろんな成功例、失敗例があると思えますけれども、そういう中でも前に進んでいくというのが、一つの使命かなというふうに思っております。

そして、このフードビジネスにつきましては、本当にコンセプトという意味では、私なんかは、もう非常にはっきりしているというふうに思っておりますが、今回のこの事業の採択につきましては、先ほどから言っておりますとおり、フードビジネスを推進していく上でのこれは、まあ、加工部門が中心になるんですけれども、そういったところを強化していく、そのための国の戦略的雇用産業創出、その補助事業もとって、こういう事業の拡大を目指す事業者を支援するという意味では、我々としては、事業者さんが、本当にそれぞれ責任を持って進められるわけですが、その中で失敗することもあるかもしれませんが、そういうまたチャレンジしていただくことも、こういうフードビジネスを拡大していくといいますか、推進していく上では、非常に重要なことではないかというふうに理解をいたしております。

○坂口委員 我々も、責任をやっぱり感じるべきだということも、それ、一つの筋論だと思うんですね。

でも僕は、やっぱり今回の場合は、その厚労省が緊急雇用対策的な視点から確保した予算、それを宮崎県は新成長分野だということで、この部分にもう一回スポットを当てよう。そこで、結果的に厚労省の目指す雇用は確保しますよということを前面に出そうというところで進

められた。

そこまではいいんですけども、あくまでやっぱり知事が、この県民に向けてメッセージを出したように、フードビジネスによって、農家の皆さん、漁師の皆さんが、もうかるようにしますよっていう、ここをいかにテクニックとして、行政の知恵としてそこんところをやる。

だから、厚労省は雇用を前面に出してやってきているけれども、一定予算を確保してくれて配分してくれたけど、県も、やっぱりこのスポット成長産業ということで、まず、その第1次試験を合格しましたよ。ここにスポットをあてました。それはフードビジネスなんだ。

でも、本音のところは、宮崎のフードビジネスというのは、やっぱり1次産業をもうからせることなんですよって、本県の基幹産業を、つていうところを、その知恵が見えないっていうところに、どうもまだ、何かいま一つしっくりこないものがあって、それを課長にしきりに言っているんです。

ですから、ぜひやっぱりその宮崎版の厚労省の言う緊急雇用対策の流れの中でのフードビジネス、それを宮崎は、それを成功させることで、みんながかかわった人がもうかりますっていう、また県でアレンジしたフードビジネスというの。だから、6次産業化と余り変わりませんよというので仕上げてほしいなという、これは要望ですけれども。

○丸山委員 県で、国のほうの事業で、5年ぐらい前だと思うんですが、ふるさと雇用事業っていうのがあって、やっぱり同じように3年間ぐらい雇用すれば人件費に当てられますよっていうのがあったんですが。

この補助事業が3年で終わった後に、だめだった事業も結構あるんじゃないかと思うんですよ。

その辺の検証もしていただいて、何が失敗してだめだったのかというのを、3年前に事業がありますので、商工の事業をもう1回見てもらって、ここをもう少しよく支援すれば、販売戦略等がうまくいくとかっていうのを、しっかりやっていただきたいなということを、改めて要望させていただこうと思っています。

○内村委員長 それでは、次に入らせていただきます。

次に、請願の審査に移ります。

請願第39号については、執行部からの説明はございませんでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 特にございませぬ。

○内村委員長 委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 じゃあ、ないようですので、その他に入ります。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時26分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○四本総務部長 それでは、本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております「総務政策常任委員会資料」によりまして、御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

平成25年度11月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

今議会に提出しております予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で9,429万円の増額であります。

この結果、一般会計の予算の規模は、11月補正後で5,785億135万円となります。この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金916万6,000円、繰入金8,512万4,000円であります。

2ページをごらんください。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります。一番上の民生費は、県立みやざき学園内に小学校及び中学校を設置して、学校教育を実施することとなりましたため、必要な施設整備を行うものであります。

次に、労働費は、復興関連予算で造成された基金に係る国からの返還要請に対応するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金の残額を国へ返還するものであります。

次に、農林水産業費は、県産乾ししいたけの消費拡大を図るため、関係団体による県外消費地に向けた販促活動の取り組みを支援するほか、鳥インフルエンザに係る農場監視プログラムが適用された農場の経営安定を図るため、売り上げ減少等の影響額を負担するものなどでありませぬ。

最後に、商工費は、フード・オープンラボを、より食品衛生レベルの高いモデル施設とするため、必要な施設整備を追加で行うものであります。

予算議案については、以上であります。

次に、1枚飛ばして、5ページをお願いいた

します。

議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、災害派遣手当の支給対象について、所要の改正を行うものであります。

次に、6ページでございます。

議案第6号「知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について」であります。

これは、知事を初めとする特別職等の退職手当について、宮崎県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページをお開きください。

議案第15号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、多重無線設備整備工事の請負契約締結について、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」に基づき、議会の議決に付するものであります。

次に、9ページをお開きください。

議案第18号「財産の処分について」であります。

これは、小林市の福祉・市民活動等複合施設及び災害対応拠点施設の用地に供するものとして、元県立小林商業高等学校の土地などを処分することについて、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、10ページでございます。

議案第21号「当せん金付証券の発売について」であります。

これは、平成26年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

特別議案につきましては、以上であります。

次に、報告事項でございます。

資料の11ページをお開きください。

「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは県有車両による接触事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定（専決処分）に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告事項についてでございます。資料の12ページ以下でございますが、本日、御報告いたしますのは、ここに記載の「防災拠点庁舎整備基本方針（案）について」など4件についてでございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局长及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○内村委員長 次に、議案等についての説明を求めますが、委員の質疑は執行部の説明が全て終わった後をお願いいたします。

○福田財政課長 それでは、議案第1号の歳入予算について御説明をいたします。

「総務政策常任委員会資料」の3ページをお開きください。今回、お願いしております補正予算の「一般会計歳入一覧」であります。

それでは、内容について御説明いたします。

「今回補正額」の欄をごらんください。

まず、「自主財源」につきましては、表の中ほどになりますが、繰入金金が8,512万4,000円、「依存財源」につきましては、下から3段目になりますが、国庫支出金が916万6,000円で、いずれも増額となっております。この補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり、9,429万円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄の一番下にありますとお

り、5,785億135万円となります。

4ページをごらんください。ただいま、御説明いたしました歳入の科目別概要であります。

まず、「繰入金」についてですが、基金を取り崩して、各種事業を実施するための財源とするほか、復興関連予算で造成された基金の執行残について、国からの要請により返還を行うための財源とするものであります。

次に、「国庫支出金」ですが、鳥インフルエンザに係る農場監視プログラムが適用された農場の経営安定を図るため、売り上げ減少等の影響額を負担するものであります。

歳入予算については、以上でございます。

続きまして、委員会資料の10ページをお開きください。議案第21号「当せん金付証券の発売」について御説明いたします。

議案書では61ページになりますが、お手元の委員会資料で御説明させていただきます。これは、平成26年度に予定しております、全国自治宝くじ等の本県の発売金額を定めるに当たり、当せん金付証券法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

3の「参考」に記載しておりますとおり、今年度は数字選択式宝くじロト7の発売開始等に伴いまして、県内での販売実績が伸びておりますので、議決額につきましても、平成25年度の106億6,000万以内から120億円以内へと増額をお願いするものであります。

財政課からは、以上でございます。

○武田人事課長 もとに戻っていただきまして、5ページをお開きいただきたいと思います。議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の「改正理由」についてでございますが、ことしの8月に「大規模災害からの復興に

関する法律」が施行されたことに伴いまして、災害派遣手当の支給対象が拡大されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の「改正内容」についてでございますが、枠囲みの中を見ていただきますと、現行は、災害対策基本法等により、「災害応急対策または災害復旧」のために本県に派遣された職員に対して支給することとされておりますが、改正後は、それに加えまして、(2)にありますとおり、大規模災害からの復興に関する法律等により、「復興計画の作成等」のために本県に派遣された職員も支給対象となります。

次に、3の「施行期日」についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第6号「知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の「改正理由」についてでございますが、知事を初めとする特別職等の退職手当について、宮崎県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

審議会の答申内容につきましては、ごらんとおり、一般職の退職手当について引き下げが行われたこと、それから他県における特別職の退職手当の見直しの状況等を勘案すると、本県も退職手当の支給割合について改正を行う必要がある、また、退職手当だけではなく年収も含めて、本県と類似する県との均衡を考慮すると、知事の退職手当の支給割合を100分の65とすることが適当であるとされております。

次に、2の「改正内容」についてでございます。

表をごらんください。知事については、答申を踏まえて100分の65とし、副知事についても、同じく答申を踏まえまして、知事の改定率に準

じて100分の46とするものです。また、常勤監査委員以下についても、同様の考え方により、それぞれ表のとおり改正するものであります。

次に、3の「改正を要する条例」についてありますが、記載しておりますように、(1)から(5)の5つの条例を改正することとしております。

最後に、4の「施行期日」についてありますが、平成26年1月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○厚山消防保安課長 消防保安課でございます。

「総務政策常任委員会資料」の7ページをお開きください。

議案第15号「工事請負契約の締結」についてであります。

議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

工事の名称は、「新総合防災情報ネットワーク整備事業多重無線設備整備工事」であります。

工事の概要は、県庁統制局と中継局経由で総合庁舎間を結ぶ多重無線回線を防災IPネットワーク網に整備するものでありまして、下の写真をごらんいただきたいと思います。左側のパラボラアンテナと、右側の無線局内にあります無線装置の更新工事を施工するものであります。

工事の場所は、県庁1号館にあります県庁統制局、県の支部局がある10カ所の総合庁舎、そして無線中継局19カ所であります。

右、8ページの参考資料をごらんいただきたいと思います。

これは、多重無線の回線構成図であります。この無線回線全ての装置を更新いたします。

一番太い線が、幹線、いわゆる幹となる回線でありまして、この回線はループを組んでいまして、どこかの中継局間が断線しても支障にならないようになっております。

例えば、県庁と鰐塚山間が断線しても、鰐塚山中継局のデータにつきましては、逆回りして、都農町に設置しております畑倉中継局、ここから県庁に入るようになっております。

7ページにお戻りください。

次に、2の「工事請負契約の概要」であります。

契約の相手方は、「日本電気株式会社宮崎支店」、契約の方法は、「一般競争入札」、契約の金額は、22億500万円であります。

工期につきましては、「契約発効の日から平成27年3月20日まで」といたしております。平成25年度から平成26年度にかけて債務負担行為により施工いたします。

消防保安課からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○川畠総務課長 総務課でございます。

「総務政策常任委員会資料」の9ページをお開きください。

議案第18号「財産の処分について」であります。

議案書では55ページですが、委員委資料で御説明させていただきます。

これは、財産に関する条例第2条の規定により、予定価格7,000万円以上で、土地が2万平方メートル以上の不動産の処分につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

1の「処分の目的」であります。元県立小林商業高等学校の土地及び建物を小林市の福祉・市民活動等複合施設及び災害対応拠点施設の用地に供するものとして処分するものであります。

す。

2の「所在地」は、小林市大字細野及び大字堤、3の「財産の種類及び数量」は、土地4万6,394.77平方メートル、建物28棟であります。

4の「処分価格」は、公共的な利用のため、財産に関する条例第4条の規定により、鑑定評価額から3割を減額した1億1,263万円でありませ

す。

5の「売渡先」は、小林市であります。

なお、小林市の利用計画であります。老人福祉センターや市民活動支援センター、地域コミュニティ施設、防災用品の備蓄倉庫、多目的活用広場などの複合施設に改修整備いたしまして、災害時には、避難所や仮設住宅用地等として活用する計画であります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 議案第5号の職員の給与に関する条例で、(2)の「復興計画の作成等のため、本県に派遣された職員」という言葉尻はわかるんじゃないけど、中身がちょっとわからないんで、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○武田人事課長 今回の改正につきましては「復興計画の作成等」と具体的に書いておりますが、例えば、公共土木施設の新設や宅地造成、または土地改良事業など、復興整備事業等の企画立案、実際に、復興整備事業を実施する場合等が該当しまして、こういう業務に従事する際には、いわゆる復興計画の作成等と言われる部分の業務ということになるかと思っておりますので、その際に手当が支給できるということになります。

○十屋委員 この法律がなかったときは、どう

いう処置をされていたんですか。

○武田人事課長 東日本大震災の際には、これは特別法が制定されておりました、それに基づいて支給をし、また、復旧という形で支給をしておったんですけども、今後、東日本大震災以降に新たな災害等が発生した場合には、その部分の明確な区分というのがされておりましたので、今回、この法律に基づいて明確にしたということでございます。

○十屋委員 続いて、議案第6号の知事の退職ですけれども、報酬審議会で一応、いろいろ議論はされたと思うんですが、ここに書いてあるように他県等の比較もありますし、いろいろ職員の皆さんの退職金の引き下げということも関連して、今回のこういう措置だと思んですけども、その審議会の中での議論というのは、どういう内容であったのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○武田人事課長 審議会につきましては2回開催を行いまして、その中で委員から出た意見といたしましては、当然、一般職が退職手当を引き下げまして、各県の知事さんも、それに合わせて検討、見直しをしているという動きがあるということをやはり考慮すべきだと。

それから、一方で、知事等の職責とか業務内容、こういったものも、通常の一般職員とはちょっとやっぱ違うので、その辺の観点も考慮すべきではないかという意見。それから、特に給料と退職手当の合計をみますと、民間と比較した場合、民間の会社の社長さんといいますと、退職手当は、どちらかという知事のほうが高いんですけども、一方では、年収という面で見ますと、知事のほうが高いということもありまして、そういう意味では、やはり給料と退職手当との合計で、退職手当が、ある意味、

給与の後払い的な性格の部分もあるということもありましたので、そういうものも含めた検討が必要ではないかと。

それからあと、当然、その県の財政状況、こういったものも十分考慮していく必要があるということで、今回の審議会での意見としましては、財政力指数というのは一つの目安ということで、その類似団体との均衡、そういったものを考慮した意見ということで出されております。

○内村委員長 ありませんか。

○鳥飼委員 関連して、もう今、十屋委員のほうから出ましたので、第6号についてお尋ねをしたいと思いますが、今回、条例の提案があったんですけど、そもそも知事の退職金の考え方は、戦前からありまして、官選知事であったわけですね。で、戦後、民選知事になったというようなこともあって、その退職金そのものの考え方というのが変わってきたような感じがするんですけど、退職金についてどのように考えればいいのか、性格、意味について教えていただきたいと思います。

○武田人事課長 この退職手当の性格というのは、諸説、いろいろありまして、制度上、これがきちっとした考え方だというのはございませんけども、ただ、報償的な意味合いという部分もありますし、また、あと、先ほど申し上げましたように、給与の後払い的な意味合いということで、退職手当もやっぱりその給与報酬等を含めたものとして考えるべきだというような考え方がございまして、そういう意味で、知事の退職手当については、そういう部分の性格が強いのではないかとというふうに考えております。

○鳥飼委員 報償的な意味合いと給与の後払い的なものがあるけど、給与の後払いというふうな意味のほうが強いのではないかとというふうな

御意見だったんですが、今、この比率で書いてあるんですけど、例えば、知事、副知事、常勤監査委員、企業局長が、結局、金額的にどう変わるといことなんでしょうか。もうちょっと想像が、何かイメージできないもんですから、知事、副知事でいいですかね、もうあとはいいと思いますが。

○武田人事課長 退職手当額をまず申し上げますと、いわゆる現行の100分の70の状態ですと知事の場合が約4,166万円、それから改正後、100分の65にいたしますと3,869万円ということで、約300万円の減ということになります。

それから、副知事でございますが、現行の100分の50で計算いたしますと、支給額が約2,352万、それを改正後の100分の46ということになりますと、支給額が2,164万円ということで、約188万円の減ということになります。

この退職手当については、今、任期ごとということになりますので、4年間経過後に支給されるということになります。

○鳥飼委員 給料月額というの、知事、副知事について御説明ください。

○武田人事課長 まず、年収でございまして、これは今現在、知事については給与カットをしております、平成19年から27年まで、この任期いっぱいまでになりますけれども、基本的には20%のカットということになります。

それからあと、ことしの職員の給与カットに合わせて、プラス5%のカットをしております。全体で25%、今、カットになっております。その上で、いわゆるカット前の額を申し上げますと、知事の場合ですと1,927万5,000円、これは年間の給与額になります。それからあと、副知事になりますと、同じくカットについては、従来10%カットということ、それを15%カッ

トということになるわけなんです、カット前の金額で申し上げますと、1,523万円ということになります。

○鳥飼委員 給料月額というのは幾らになるんでしょうか。

○武田人事課長 給料月額ですけども、まず、カット前ですと124万円ということになります。それから、カット後ということで、これは20%減のカット後でございますが、99万円ということでございます。

それから、副知事でございますが、カット前が98万円、カット後が89万円という状況でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

一般行政職ですよ、この一般職の退職手当の切り下げが行われたことっていうんですけども、一般職の部長級で、まだ、やりよるんでしょうけど退職前っていいですか、58、59歳ぐらいでは、これは、給料月額というのはおおむねどれぐらいなんですか。一般的で結構ですから。

○武田人事課長 ちょっと時間いただけますか。

○内村委員長 はい。じゃあ、ちょっとそこは後でいいですか。

○鳥飼委員 後でね、はい。

○内村委員長 じゃあ、ほかの件で。

○丸山委員 議案第15号のことでお伺いしたいんですが、請負金額が22億ということなんです、落札率はどんだけだったのかとか、また、落札率とは、あと何社応募したのかとかを、少し教えていただきたいと思えます。

○厚山消防保安課長 落札率につきましては、91.2%でございます。入札業者は2社でございます。

○丸山委員 ちなみに、今ある多重無線機装置は、どこのメーカーでしょうか。

○厚山消防保安課長 申しわけございません。ちょっと時間いただけますか。

○内村委員長 じゃあ、ほかに。

○丸山委員 あと、今後、防災拠点庁舎も考えているんですが、これは新しい防災拠点庁舎ができた場合に移るものなのか、どのような考えでやっているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○厚山消防保安課長 現在の防災情報ネットワークにつきましては、平成9年に整備したものでございまして、もう15年以上経過、まあ、耐用年数は通常10年ということをおっしゃってありますが、そういった経年経過ということで故障等も頻度がふえておると、大体の装置についても、もう製造がないというようなことで、非常に懸念がある中での整備をしております。

そういった中で、防災庁舎との関連でございますけれども、防災庁舎が、ちょっとはっきり私の立場であれば数年かかるのかなということで、防災無線網につきましては、もう直ちに現時点で更新する必要があるということでございまして、27年度までに整備をする計画となっておりますけれども、あくまで防災拠点施設に対する通信設備に対しては、新たに設備を設置するのではなくて、現在、整備しておりますものをそのまま移設するという方向で考えております。

○丸山委員 パラボナアンテナも、今、県庁の新館の上に、1号館に乗っていますが、あれも全部やり変えるということでもいいんでしょうか。

○厚山消防保安課長 はい。パラボナアンテナも昨年度整備いたしましたけれども、今回の防災情報ネットワーク設備で整備するものについては、基本的に全て新しい庁舎のほうに移転ということを考えております。

○丸山委員 次の防災拠点庁舎のことがあるも

んですから、それが、できるだけロスがないようにやっていただきたいことをお願いしておこうと思います。

○坂口委員 ちょっと教えてほしいのが一つなんですけど、まず、出先の庁舎のアンテナ、今回、これらもやり変えることになるんですか。

○厚山消防保安課長 総合庁舎10カ所の無線設備、下のほうの写真の右手になりますけども、この無線装置を現在のアナログからデジタル設備に更新をいたします。

○坂口委員 アンテナはどんなになるんですか。

○厚山消防保安課長 アンテナにつきましては、左側のパラボラアンテナで、これは中継塔の例でございますけども、各総合庁舎にもこのパラボラアンテナが、大きさは容量によって機種があるんですけども、同時に更新するというところでございます。

○坂口委員 大概、屋上に乗っかってる思うんですよね。それと、耐震構造上の問題と、やっぱりあくまでもL1対応での安全率1.2か1.5だったと思うんですけど、それでもL2を想定すれば、屋上にアンテナが乗っかるということは、構造上、決して歓迎すべきことじゃないと思うんですよね。

だから、この際、そのアンテナをどんなぐあいにやられるのか、やっぱり同じように屋上に乗つけられるものなのかどうなのかっていうのと、中継所との関係で、アンテナの位置っていうのは、高さが、やっぱり下げたときにどこまで限界があるのか、地上設置じゃだめなのかってことですね、直づけじゃ、そこらはどんなになっているんですかね。

○厚山消防保安課長 耐震につきましては、現在の設備につきましては、地震でいえば6強、風速でいえば瞬間60メートル、これに耐える設

計をされておりますけども、今回の更新工事では、先ほど御説明したパラボラアンテナ設備に変わりますので、その容量に従った耐震設計、震度7を想定しまして設計はいたしております。

あと、高さにつきましては、県庁周辺、今回、想定されている防災施設につきましては、11階建てだったと思うんですが、高さについては、もう十分、現在でも支障はないというふうには考えております。

○坂口委員 そうじゃなくって、計算上はやっぱり限界があるから、震度7なりを対応して、天井につけても十分耐えられますよとか、風速何メートルまで、構造上、問題ないですよというけど、その対応できる力が大きければ大きいほど理想ですよ。

だから、仮に、出先あたりの中継所からの電波を直で出すわけですから、そこを受け切れれば、何も高いところに持ってこなくとも、低いところでも受信は十分できるっていうことと、送信も中継局に向けて方向性をちゃんと持たせて出せば届くってことで、そこらを考慮すれば、僕は低いところに直づけでアンテナをもう置いても構わないんじゃないか思って、条件が許せばですよ、中に障害物がなければ。それが一つあるもんですから、やっぱりそこらは、どんなになっているのかなというのが気になったんです。

それと、今言われるように、最初、移転するとすれば、やっぱり本庁の分はタワーをつけて、そこにアンテナを専門でつけるやぐらをつけた、このパラボラ、この写真みたいなものでないと、天井づけではしようがないのかなと思っています。

○厚山消防保安課長 このパラボラアンテナ多重無線網につきましては、もう一番基本となりますのは、お互いに見通しがきくということで

……。

○坂口委員 わかって聞いている。だから、場所によっては見通せる場所がある。200メガなんていうのは直進でしか進まないんですから。反射だと、もうそこで減衰してしまうんですよ。テレビの電波と同じなんです。もう限りなく極超短波に近い超短波ですから。だから、見通せるところは下にしっかり基礎をやってアンテナを置いてれば、大丈夫なところもあるんじゃないですかということ。だから、そういうことまでやられているのかな。

俗に言うお役所仕事で、震度7まで耐えればいいんだと、計算上成り立つから、天井に乗けても大丈夫なんだという安易なことじゃなくて、7に対応できるけども、限りなく8にも対応できるようにするためには、極力、重いものを余計なものを天井に乗っけないことが基本ですよ。

だから、そういう工夫なんかも、今回、やれるんなら、やっぱりぜひ検討すべきじゃないかなということ。そういうことをやられて、やむなく天井ってなればわかるんですよ、見通せないということ。

例えば、これ見てみると、13メガから208メガまで使われているんですね。でも、208メガなんていったら、近いところだったら物すごく狭くていいんですよ。こんなでかいパラボラ、そんなでかいものは必要ないんですよ。だから、そこらまで検討したのかなってこと。

○厚山消防保安課長 新庁舎での無線設備については、具体的には今からの設計になるかと思えますけども、一応、回線の設計ということで、しっかり対応していきたいというふうに思っています。

○坂口委員 ちょっと僕も、説明の仕方はまず

いともわかんないですけど、やっぱ念には念を入れてやってほしい。

一つ教えていただきたいんですけど、8ページでのこの「多重無線回線（簡易型、13）」、これ、メガ表記でよろしいんですよね、周波数で。

○厚山消防保安課長 ちょっと小さい文字で恐縮なんですけど、括弧書きの数字につきましては、「M」と書いてありますけども、アルファベットで「Mbps」ということで、データが流れる速さをあらわす単位ということでありまして、その数値が大きくなればなるほど、転送速度が速いというふうに言われております。

○坂口委員 速度ですね。

どんなに理解すればいいんですかね。この大森山のところのこれ、土然ヶ丘っていうんですかね、ここの中継局とえびのの中継局と小林の総合庁舎、この関係、これはどなんぐあいには伝わって行って、この必要性は何なんですかね。

大森山から小林総合庁舎に直接飛ばせないのか、えびのにこの中継所が設けられたり、その北のほうの鏡山の中継所、この役割っていうのがどなんぐあいになるのかなっていう。

○厚山消防保安課長 この8ページの表につきましては、あくまで多重無線網を表記しておりますけども、26年度以降、この中継局からMCA方式によります地上無線と言われるもので、各市町村消防防災機関等、あるいは公用車の移動無線等々を整備する計画ではございます。

そういった関連で、無線を網羅する意味で、こういった中継局の配置というふうになっております。

○坂口委員 ああ、わかりました。

○厚山消防保安課長 先ほど委員の質問で、現在の防災ネットワークの業者ということで、丸

山委員から御質問がありました。

沖電気株式会社が現在、多重無線のほうを設置しておるということでございます。

○内村委員長 いいですか。

○武田人事課長 先ほどの鳥飼委員のほうから御質問ありました、部長級の給料ですけれども、一応、カット前でございますが、本俸ということで大体月50万円ぐらいということになります。

それから、あと退職手当額につきましては、大体2,700万円から2,900万円程度ということになるかと思えます。

○内村委員長 それじゃ、時間が来ましたので、ここで暫時休憩します。

午後0時7分休憩

午後1時9分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○鳥飼委員 議案第6号について、先ほど終了前に、一般行政職の部長クラスで月収、給料月額が50万で、退職手当が2,700万から2,900万ということの報告がありました。

この場合、在職月数というのは大体どのくらいになるんですか。やっぱ一般職の場合も、給料月額、在職月数、支給割合ということになるんでしょうか。御説明をお願いします。

○武田人事課長 退職手当につきましては、いわゆる基本の給料月額に一定の率を掛けて積算をするわけなんですけれども、例えば定年で退職された方については、最終的に、率としましては49.59月ですので、月額に49.59月を掛けて算出する額ということになるかと思えます。

それに、詳細を申し上げますと、退職手当プラス在職の職位に応じて若干の調整額というのはつくんですけども、基本的にはその額になり

ます。

○鳥飼委員 そうしますと、若干、これに追加をされる場所があるということですけども、49.59月ということですね。そうすると、知事の場合は12月の4倍ですから48月、ほぼ変わらないというような状況になるかと思えます。

知事と一般職を比べるというのがどうかという感じもするわけですけども、この場合は、給与の後払い的という性格が、もう直接出ているんじゃないかなというふうに思っているんですよ。

それと、もう一つお尋ねをしますけれども、全国の都道府県の知事で退職手当を支給していない事例というのはありますか。

○武田人事課長 知事につきましては、率の違いはございますけれども、基本的には全て出している状況でございます。全都道府県で支給しているという状況でございます。

○鳥飼委員 ああ、そうですか。じゃあ、これ、朝日新聞の秋田版なんですけど、「岩手、山形、静岡、三重が退職手当を支給しない」って書いてあるんですけど、まあ、わかりました。今のところ、全国、全都道府県が支給をしているということですね。はい、わかりました。

それで、基本的な考え方として、給与の後払いという方法があれば、やはり給与を引き上げて、この退職手当のほうを本来は減額をすべきではないかなという感じも私はするんですけど、この報酬等の審議会では、そんな議論とか意見は出ていないんでしょうか。

○武田人事課長 委員御指摘のとおり全国的に見ますと、やはりその知事の給料が低いということもありまして、そういう見直しの検討も必要じゃないかという議論もございましたけども、知事からの、いわゆる諮問の内容が、退職手当

について見直しを必要かどうかということの内容でございましたので、今回は、給与とそれから退職手当を一体として見ることで、その考えを整合性をとったというところでございます。

○鳥飼委員 最後になりますけど、一般職の退職手当の減額というのがありましたけど、これについてちょっと御説明をお願いします。幾らぐらい減額になっているか。

○武田人事課長 これは委員御指摘のとおり、国の国家公務員の退職手当の引き下げに伴いまして、地方公務員についても同様の処置をするようにということでの指導がございました。

内容としましては、いわゆる民間との比較をした際に、退職手当と、それから民間でいいますと企業年金の部分で足したもので、それから、それに相当するものが、地方公務員の場合ですと、共済の職域区分の部分がございます。それを比較してみますと、公務と民間が、約400万円ほど公務のほうが高いということではございましたので、そういうことを考慮して、宮崎県の場合ですと昨年度末からの退職者から、経過措置を設けて引き下げを行っている状況でございます。

○鳥飼委員 昨年度退職者の人が100万、ことし200万で、最終的に400万減額になるということですが、知事は今回、300万減額をされたことですが、400万減額になるという意味では、職員の間にはそういう意見は、どうもおかしいんじゃないかなというように、知事も同じように下げるべきじゃないかなという意見はないんでしょうか。

○武田人事課長 直接、その職員からの声というのは届いてはいないんですが、それで、当然、審議会の中で御審議いただく際には、検討する一つの考え方として、退職手当を引き下げを一

般の職員と同率の、約15%になりますけども、14.9%、これを引き下げる案も含めて御検討いただいて。

ただ、やはり冒頭申し上げましたとおり、やはり一般職と特別職の違い、それからまた、民間企業との比較等を考慮すると、そこまで引き下げる必要はないんじゃないかなという御意見が強く、審議会のほうではそういう意見にまとまったところでございます。

○鳥飼委員 はい、わかりました。

もう一つ議案でいいですか。議案第18号の財産の処分でお尋ねします。

この財産の処分は、小林商業高校の処分をして小林市にということなんですけど、先ほど説明がありましたけど、この小林市の老人福祉センターなどの福祉活動との複合施設、災害対策の拠点施設の用地ということで、これは小林市が、直営っていいですか、小林市がまたそこにレンタルをしてということじゃないんですよね。

○川畠総務課長 これは小林市が、みずからの施設として直接改修整備し、運用するものです。

○鳥飼委員 財産に関する条例の第4条では、たしか「時価から3割以内を減額した対価で譲渡することができる」というのがありますが、この間の日南市の例とか、通常の場合は、もう3割減額で譲渡しているということよろしいんですか。

○川畠総務課長 先般、日南農林高校跡地につきましては、一旦、日南市に譲渡いたしましたけれども、その後、社会福祉法人の誘致が進められまして、社会福祉法人のほうに日南市から売却されております。

こういった例の場合には、条例に基づく減額措置規定には該当しませんので、割引は行っておりません。

今回は、市町村が公共的に利用する場合ということでございまして、条例の規定に該当するものですから、3割の減額措置となっております。

○鳥飼委員 はい、わかりました。

それと関連してちょっとお尋ねしますが、第5条に「公有財産の無償貸付又は減額貸付」という項目があるんですけども、この「無償又は時価よりも低い額で貸し付けることができる」ってこうあるんですが、その何か基準とかいうのが、現在、規則で定められているとか、そういうのではなくて運用で決めているとか、何かそこをちょっとわかれば教えていただきたいんですけど。

○川畠総務課長 財産に関する条例第5条、公有財産の減額貸し付け等に関する規定ですけども、この規定の運用に当たりましては、条例そのものに国、他の地方公共団体等が公用もしくは公共用、公益事業の用に供するときなどということで、一定の限定が置かれております。

実際の運用に当たりましては、行政財産の使用料につきましても減免基準というのを定めておりまして、この基準に基づいて行っているところでございます。

○鳥飼委員 行政財産の目的外使用ではなくて普通財産の貸与ということに、ここではなると思うんですけど、課長が言われたように第6条では目的外が当てはまる。

○川畠総務課長 そうですね。失礼しました。ちょっと説明が不十分でした。行政財産の目的外使用許可につきましても、第7条のほうに規定が条例のほうにございまして、こちらに基づく行政財産の目的外使用、その使用料の減免基準を設けております。

それで、第5条の普通財産の貸し付け等につ

きましても、実は、この行政財産の使用料の減免基準を準用して運用しているということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、行政財産と普通財産、いずれにしても、この普通財産の貸し付けについては、この目的外使用のところの基準で算定をしているということになるわけですか。

○川畠総務課長 普通財産の貸し付けにつきましても、行政財産の目的外許可の使用料の減免基準、これに準じて扱っておりますので、同様の扱いとしております。

○鳥飼委員 最後になります。

普通財産は、総務が所管している部分と、それから個々が所管している分とかあると思うんですけど、そこはどんなふうにして決めているわけですか。

○川畠総務課長 議員が今、お尋ねの件ですけども、普通財産につきましても、基本的に総務部がそもそも持っている施設が、行政目的が不要になって普通財産になる場合がございますが、これはうちのほうで管理しております。

各部局におきましても、基本的には、それぞれの行政財産で使っておりましたものが不要になりましたときには、一応、各部局の普通財産として所管をしております。

ただし、各部局において、もう全く、それから他の部局も含めて、その普通財産が県庁の中で使う状況にないとなりましたときには、これは、後々、一般競争入札等で処分していくこととなりますので、その際には、処分する直前に、総務課のほうに普通財産を移管していただいて、競争入札というふうに行っているということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○武田人事課長 先ほど、鳥飼委員のほうで、

退職手当を支給しない団体があるんじゃないかということで、御質問がございました。

基本的には、各県条例を持っておりまして、支給するようになってはいるんですけども、今の御指摘のありました、これ、4月1日現在の状況ですけど、岩手、静岡、三重につきましては、いわゆるその団体の知事さんの判断で支給をしないということで、特例的に支給しないという措置をしているというふうに伺っております。

そこは、退職手当が全く、その方がやめられるときには、支給しないというような制度になっているということでございます。

○鳥飼委員　じゃあ、その人がやめた後は、また復活するということですか。

○武田人事課長　はい、そのとおりでございます。

○坂口委員　総務課長に関連してですけど、その第4条第1項と、第4条第2項ですよ。これに関してですけど、都城の茶業試験場の圃場跡に、都城市はそこに大学を誘致しましたが、これはどんなことだったんですかね、南九州大学だったかな。

○川畠総務課長　大変恐れ入ります。私は、ちょっと詳細を承知しておりませんので、ちょっと確認をいたします。

○坂口委員　僕も余り詳しくはないんですけど、県の農業試験場の茶業支場か、茶畑か何かを都城市が大学を誘致するってということで、それを多分、第2項適用だったような気がするんですよ、3割以上で5割引きぐらいだったような。

それが実際、都城市がそれを今度は貸したのか、都城市所有の土地になっているのか、それとも、そこを大学にまた譲渡したのか。通常だと、やっぱり抵当権とか、あとのいろんな権利行使上の問題で、名義が一緒になる事例が通常

だと多いんですけど、都城市の所有のまんまになっていけばあれなんだけど。第1項以外の適用がなかったって言われるのが、ちょっと僕の今までの認識と違っていたかなと思って。

○川畠総務課長　済みません。ちょっと手元に資料等がないものですから、よく調べまして、また後ほど御報告をさせていただきたいと思えます。

○坂口委員　それと、無償で、これはこの前の質問関連で記憶しているから、間違いはないと思うんですけど、西高じゃない北高かな、あそこの道路の角地で、ずっと長年使われていたもので、これは無償で譲与をされているというのがあるから、少なくとも第4条の第1項だけじゃなくって第2項とか、そういった無償での貸与じゃなくって譲与も過去あるということですよ。

もうこれは一般質問でやりましたからあれなんですけど、今後、やっぱそこらを広く解釈を広げながら、ぎりぎりに今の運用の中でできることだと思っておるんです。

だから、この場合、十分売却価値があるんですけど、せんだって取り上げたような長年、塩漬け——ここらはやっぱりこういった目的で、やっぱぜひ今後、研究して行ってほしいなということですね。多分、第2項適用の前例って幾つかあるんです、第1項だけじゃなくって。

○川畠総務課長　先ほどの都城の茶業支場跡地の問題も含めまして、よく調べまして、いろいろ勉強したいと思います。

○十屋委員　第21号なんですけど、当せん金の120億、106億から引き上げるんですけども、これによって県もどのくらい収入がふえるんですかね。

○福田財政課長　現在、宝くじで県の収益として、大体30億円程度入っております。で、これ

で売り上げが、もしこのまま順調に12%上がるということであれば、その相当分、県の収入がふえると、これは25年度からでございますけれども、という状況になっています。

○十屋委員 私も多少は買いますけど、なかなか当たらないですけどね。

これ、いわゆる県の財源としては確実に入ってくるお金で、これを伸ばしていくっていうのが、この縛りが何かあるのか、120億っていうのが。106億から120億以内っていうことになるんですけど、逆に言えば、ある程度、額をふやして販売したら、その分また、いろんな税収が厳しい中で入ってくるのかなと思うんですが、国の何か縛りか何かあるんでしょうか。

○福田財政課長 今の発売限度額、これが106億6,000万、25年度は、もうこれでいっております、実際、今年度12%ふえておるんですが、もともとバッファといういますか、余裕がある程度、見ておりますもので、その範囲内におさまるだろうと。

ただ、来年以降もふえた状態で推移していくとすれば、もう、バッファというか、余裕の部分がありませんので、余裕を持たせるという意味で上限額を引き上げるというものになっております。

そうなると、じゃあ、もうどこまでも引き上げてもいいんじゃないかという議論も、去年もちょっとあったんですけども、ただ、そこは最終的には総務大臣の許可が要るということでございますので、余り大きな金額を国のほうに提出しましても、ちょっとびっくりされてしまうというのもありますので、発売額は売り上げに応じて12%、今回、ふやさせていただきたいということでございます。

○十屋委員 ちなみに、他県とよく比較すると

悪いんですけど、人口比もあるでしょうし、いろんな経済的な理由もあるんですけど、多いところと宮崎県とを単純に比較して、人口が多いところはやっぱりそれなりに高い額の設定になっているんですか。

○福田財政課長 おっしゃるとおり、九州の中だと、たしか福岡県が一番多かったと思います。

ただ、いずれも九州各県100億円台だったと思いますので、そういう意味では、今回、引き上げたとしても、本県が特段低いとか、突出をしているとかいう状況ではないと認識しております。

○十屋委員 はい、わかりました。

○内村委員長 いいですか。

○坂口委員 さっきから気になってて、ちょっと教えてもらう、関連してですけど、宝くじを発行しますよね。そうすると今、本県で30億ぐらいって言われたんですけど、大体大まかに分配の仕方として、いろんな諸経費がかかるじゃないですか、手数料まで含めた事務的な経費、これが大体、全体で四、五千を売り上げたと仮定して、大体どれぐらいのものなのかというのと。

それと、当せん者への配当金、これが大体全体のどれぐらいいくのかっていうのと、自治体へのこういった、まあ、交付金ってなるんでしょうかね、それが、大まかにはどんなになっているのかなっていうのを。

○福田財政課長 ごく大まかでございますが、まず、地方団体に入ってくる分が約4割程度でございます。それ以外に、諸経費、印刷経費、売りさばき手数料、こういったもので10%ちょっとかかっておると。残りの46.数%につきましては、当せん金ということで当せん者に支払われるということでございます。

○坂口委員 そうなると、やっぱりその今のカジノとの比較をやってみたんですよ。これはしっかり発行したのに対して、1つのルールに沿って返ってきますよね。バカラだ何だって今、イメージしているカジノで、自治体の税収増にはどういったぐあいに、売り上げとの関係とか。今度は当たるも八卦当たらずも八卦で、宝くじの配当みたいに46.数%っていうのもないじゃないですか。

丸ごといくかもわかんないし、丸ごと残るかもわからない、こういったときの今度は税金っていうのは、想定されるこの還元法っていうか、税の算定法っていうのは、この場合、どんなぐあいになってくるんですか。企業の事業税でもいかなような気がするんですけど。

○鶴田税務課長 そのカジノの関係での税でございすけれども、一般的に考えられる方法につきましては、例えば、いわゆるカジノに入るときの入場に対する税、近い例で申し上げますと、市町村税になりますけども入湯税という税がございす。お風呂に入るときに、温泉に入るときに一定の税金を払うというのがあります。例えば、そういったものが考えられるのかなというのは、ちょっと今、思ったところでございます。

○坂口委員 なかなか僕も、このカジノに対してのスタンスも、まだ決めかねているんですけど、その一つに、これは配当が46.何ぼって必ず返りますよ、逆に言ったら、54%ぐらいは失う人がいますよとか、その金を人数に変えれば、46%ぐらいの人は取れますよ、投資した分、上下を含めてという一つの分配ラインがありますよね。

すると、今度はカジノっていうのは、パチンコとかこういったものとちょっと違って、そのときなので、ボンと一瞬で動くというのがちょっ

と違うのかなというんで。そこらと今度は、この税も入場税だったら、そこでいかに商いが多かろうと小さかろうと、もう個別に10円、20円を張っている人と、10億、20億を張っている人、その人が100人入れればその分で、余り自治体の税っていうのは変わらないってなことになるってきそうなんですかね。

○鶴田税務課長 どれぐらいの税率を設定するのかということと、あとはやっぱり、委員がおっしゃいますように、例えば、どれぐらいの方が利用されるのかとか、そういったところで、仮にそれで税という形で税収を上げるということになりますと、やっぱり変わってくるんだろうなと思っております。

○坂口委員 何か、まだ余りイメージできないんですけど。というのが、頭数で幾ら入ってくるってなれば、やっぱ今後の誘致の考え方として、とにかくいっぱい人が来るタイプのカジノ、それをやる事業所ですね、それから、やっぱり高級な、いわゆるセレブ対象にやろうとしている企業を選ぶのかということで、それだと動く人数が限られますよね。

だから、特定の企業を誘致されるのであれば、そこらをやっぱり想定しながら……。そうなると、人の数をいっぱい、いわゆる低所得の人も含めた数で稼いでこいって、そして税収を上げようという方法を選択するのかとか、もう少なくてもいいって、そこで動く金に対して税収が伴うんだってなれば、また、そっちを選択するのかで税収増が魅力だって言われるからには、そこんところのスタンスは、県は考えておくべきじゃないのかなと、今、どうもそこが分析されてないような気がするんです。

まだ、これからのことだから、一応、念頭に置いてほしいということ。

○鶴田税務課長 委員御指摘の今の状況につきましては、それを踏まえまして研究をさせていただきたいと思っております。

○坂口委員 企業の名前が、ひとり走りしていますから、何かそこらんとこを分析されずに走っているんだったら、ちょっとやっぱり慎重にいかないと、セーブがきかなくなる可能性があると思っております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、次に報告事項に移ります。

報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐市町村課長 市町村課でございます。損害賠償額を定めたことについて、御説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」の11ページをお開きください。

平成25年7月24日に、五ヶ瀬町内において西白杵支庁の職員が、道路パトロール車を屋根つきの駐車場に駐車するため前進した際に、車両の屋根に取りつけてあるパトランプが、駐車場の屋根を支える金属製のはりに接触したものであります。

事故原因は、職員の上方の安全確認不足によるものであり、過失は全て県側にあります。

損害賠償額は3万1,500円で、駐車場の屋根を支えるはりの塗装に要した経費であり、県の加入する任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて指導してまいりたいと考えております。

西白杵支庁においても、その取り組みを進めているところでございます。

説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、その他の報告事項に移ります。その他の報告事項に関する説明を求めます。

○川島総務課長 それでは、「総務政策常任委員会資料」の12ページをお開きください。

防災拠点庁舎整備基本方針（案）につきまして御説明いたします。

まず、1の「経緯」であります。御案内のとおり、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に、十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる、防災拠点庁舎の早期整備が不可欠となっております。

このため、有識者を含む「防災拠点施設整備調査検討委員会」で、これまでさまざまな角度から検討を重ね、10月に検討委員会としての整備案が取りまとめられました。

県では、この整備案を踏まえ、さらに検討を加えまして、防災拠点庁舎の整備指針となります基本方針（案）を取りまとめたところであります。

なお、本日、基本方針（案）を御説明しました後のスケジュールでございますが、3にありますように、12月中には、基本方針を決定してまいりたいと考えております。

では、基本方針（案）につきまして御説明いたします。

お手元に別冊の1、基本方針（案）がございりますが、ここでは、その概要を委員会資料の13ページと14ページで御説明させていただきたいと思っております。

それでは、13ページをお開きください。

まず、1の「防災拠点庁舎の整備場所」であります。御案内のとおり、県庁域は津波で浸水しないとされたことや、道路整備状況・職員の居住状況等から職員が参集しやすいこと、行政機関が集まっておりまして、連携が図りやすいことなどの理由から、県庁域で十分な敷地が確保できます県庁外来者第一駐車場としております。

次に、2の「防災拠点庁舎の規模・配置」の(1)、「延べ床面積・階数等」であります。整備案のほうでは、約2万平米の規模とされておりますが、必要な諸室やスペースにつきまして、再度、全体的に検討を行いました結果、さらに、総合対策部の増員などの災害対策本部の組織・人員の強化であるとか、大規模災害等に対応するために、議会に設置されます組織の協議会の機能の確保、売店や喫茶店などの来庁舎等のための利便施設等の設置などを図る必要があるため、1フロア約2,000平米を追加いたしまして、延べ床面積約2万2,000平米としており、地上11階、地下1階、屋上へりポートを備えた建物としております。

また、(2)の「配置」であります。防災拠点庁舎の基本的な配置は、図の位置としております。詳細な配置については、今後、検討してまいります。

あわせて、新たな外来者駐車場につきましても、図のほう、少々見づらいですけれども、図のとおり、防災拠点庁舎の地階など3カ所に配置することとしております。

なお、5号館につきましては、整備案では、単に「保存する」とされておりますが、防災拠点庁舎をより適切に配置するためには、5号館のあり方をもう少し検討してみる必要があるう

かと考えております。そのため、今後、耐震性等の状況を詳細に調査し、保存するための改修費用等を把握することとしまして、その上で、改めてそのあり方を検討することとしております。

次に、3の「防災拠点庁舎の基本的な機能・性能」の(1)、「防災拠点庁舎として必要な機能の確保」であります。県民の生命と財産を守るための司令塔となる庁舎として、ごらんの5項目を確保することとしております。

また、(2)の「庁舎としての基本的性能の確保」であります。人や環境に優しい庁舎としまして、ごらんの5項目を確保することとしております。

これらを踏まえまして、次の14ページの(3)でございますが、「防災拠点庁舎の主な諸室」でございます。非常時における主な諸室を示したものでございます。

なお、各室の詳細な配置であるとか面積等、それから平常時におけます会議室、研修室、エントランス等としての使用につきましては、今後、検討してまいります。

次に、4の「概算事業費」であります。本体及び駐車場整備の工事費として、現時点で約112億円が想定されております。

次に、5の「事業手法」であります。「設計・施工分離発注方式」のほかに、「設計・施工一括発注方式」、あるいは「PFI方式」の3つの方式につきまして評価をしまして、比較しました結果、県の細やかな意向を反映しやすいことや、施工内容を適切に確認できること、さらには、県内企業の受注機会の確保が図れ、県内経済への効果が期待できるといった視点から優位であります。「設計・施工分離発注方式」としてあります。

最後に、6の「整備スケジュール」ではありますが、この基本方針に沿って、より詳細で、設計の前提となる基本構想を、平成26年度に策定することとしております。

その後、基本構想を踏まえ、基本・実施設計を行い、建設工事は29年度の着工、30年度の完成を目標としております。

最期、米印のところがございますが、26年度に策定いたします基本構想の主な検討項目といたしましては、詳細な建物の配置や具体的な機能・性能、各室の配置や面積等、それに非常時における諸室やスペースの平常時の使用、1号館等の庁舎に生じるスペースの活用などがございます。

なお、これらの検討に当たりましては、今後とも、将来の庁舎の集約化も念頭に置きながら、検討を進める必要があるかと考えております。

以上が、基本方針(案)の概要でございます。今後とも早期整備に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○甲斐市町村課長 市町村課でございます。

委員会資料の15ページをお開きください。

議案第12号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、御報告いたします。

県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村への権限移譲を推進しているところであります。

今回、2の「改正の概要」にありますとおり、法令の改正に伴う条項の整理が1件、知事の権限に属する事務について希望する市町村へ移譲するものが1件、市町村の条例制定に伴う条項の整理が1件、計3件の改正をお願いしております。

本議案は、関係する常任委員会に分割付託されておりますので、それぞれの改正内容についての詳細な説明は省略させていただきます。

16ページをごらんください。

参考としまして、平成17年からの移譲事務数の推移や、平成26年4月1日時点での市町村別の移譲事務数を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

市町村課からの報告は、以上であります。

○大坪危機管理局长 それでは、委員会資料の17ページをごらんください。「総合防災訓練について」でございます。

1の「目的」にありますように、南海トラフ巨大地震の発生を想定しまして、災害対策本部の運営や、防災関係機関との相互連携等について実践的な訓練を行い、発災時の初動対応の確認や課題等を明らかにする、あわせて、県民の防災意識の向上を図ることを目的としております。

その次に、訓練概要ですが、12月15日の日曜日の午前8時に、南海トラフでマグニチュード9.0、県内各地で震度6弱から7の地震が発生したという想定のもとに、住民の避難訓練や防災関係機関の相互連携によるさまざまな訓練を行います。

また、この訓練は、宮崎県、宮崎市、並びに九州の防災関係機関で組織しています、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会との共催で実施をするものであります。

具体的には、(4)にありますように、まず、①の津波からの避難訓練を、宮崎港や内海港等で行います。さらに、②の本部運営訓練を、県庁講堂等、③の初動対応訓練を、大淀川河川敷や宮崎港など、④の広域参集訓練を、生目の杜運動公園、⑤の前方展開訓練を、大淀川の河川

敷や宮崎港など、⑥の広域医療搬送訓練を、新田原基地や宮崎大学の附属病院、⑦の海上からの応急救護訓練を、宮崎港や内海港、そして⑧の物資の搬送訓練を、宮崎市の学園木花台等で行うことといたしております。

参加機関は、(5)のとおりでございますが、今回は、南海トラフ巨大地震を想定した初めての実践的な訓練ということになりますので、広域的な観点から、九州内の各関係機関にも参加していただくということにしております。

なお、参考までに、右側の18ページに、それぞれの訓練内容や場所等を図示しております。

次に、委員会資料の19ページをごらんください。

「新・宮崎県地震減災計画」についてであります。

1の「計画の基本的考え方」ですが、本県では、平成19年3月に「地震減災計画」を策定いたしましたしております。そして、今回は新たに南海トラフ巨大地震対策を追加する形で、「新計画」を策定したところでございます。

(3)の「計画の進行管理」ですが、今後のいろんな国の施策の状況等も出てまいりますから、そういったものを踏まえながら、毎年度、計画の見直しを行いまして、時点修正をしながら更新をしていくことといたしております。

さらには、事業内容につきまして、実施主体を自助、共助、公助ごとに、さらには実施時期を5年程度の短期、10年程度の中期、20年から30年程度の長期に区分して整理をしまして、諸対策の進行管理を行っていくこととしております。

中ほどですが、計画の対象となります地震の被害想定につきましては、その表のとおりですけれども、現在の計画で対象としております日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震

につきましては、これは当然ながら引き続き対策を進めていくこととなります。今回は、それに新たに、南海トラフ巨大地震も対象として追加をしまして、内容を膨らませたものというふうに御理解をいただければと存じます。

下のほうの2の「減災目標」であります。10月末に被害想定を公表しました。それをもとに、建物の耐震化、あるいは住民の早期避難といったものを中心に対策を進めまして、被害を大きく軽減することを目指しますとともに、さらに避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など、いろんな対策にも取り組むことで、さらに、できる限りの被害の軽減を図るということを目指しているところでございます。

右側の20ページをごらんください。

3の「計画の骨子」であります。従来計画どおり、6つの項目で柱立てを行っております。この中で、それぞれの項目につきまして、従来から実施している対策を引き続き進めるとともに、新たに追加した内容、アンダーラインを引いている部分ですけれども、そういったものにつきましても、順次、取り組んでいくことといたしております。

6項目、順に申しますと、まず、「県民防災力の向上」では、大規模災害発生時には、特に住民の「自助」と「共助」が重要になりますので、宮崎県防災士ネットワークの支援ですとか、関係機関や地域との連携強化等に取り組んでまいります。

次に、2点目の「住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保」につきましては、建築物の耐震化や家具類の転倒防止など、地震の強い揺れから身を守る対策を進めてまいります。

次に、3点目の「外部空間における安全確保対策の充実」につきましては、地震・津波災害

に強いまちづくりにつつまして、これは長期的な課題ということになります。検討を進めるとともに、高速道路等の重要インフラの整備などにも、防災の観点からも取り組んでまいりたいと考えております。

それから、その次の「津波対策の推進」につつましては、まずは何と申しましても住民の避難対策が重要ですので、早急に避難場所や避難路の確保を図るとともに、住民への啓発や訓練などを通して、早期避難を促進してまいります。

次に、「被災者の救助・救命対策」につつましては、自衛隊等の救助関係機関との連携強化、さらには後方支援拠点を活用した防災訓練の実施、災害拠点病院の機能強化や広域医療搬送体制の充実、さらには、避難所等におけます保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策、当然ながら、避難生活も長くなりますので、そういうことについても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立」につつましては、業務継続計画をつくりましたので、それをしっかり推進することや、先ほど御説明がありました防災拠点庁舎の整備等の県の防災体制の充実を図ること、さらには、被災者への支援やボランティア関係機関との連携など、市町村における災害対応力の強化を促進いたします。

さらに、大規模かつ広範な災害が発生した場合に備えまして、国や九州各県、指定公共機関等との広域的な連携体制の強化を図ってまいることといたしております。

詳細な内容につつましては、別冊の2としまして「本計画」の冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 消防防災訓練、初めてこういうふうに具体的に取り組まれるんですが、準備は大変だと思います。よろしくをお願いします。

それと、「新・宮崎県地震減災計画」ですが、この計画の骨子、右側に説明がありまして、計画の骨子のところとか、今回の一般質問での答弁とか、危機管理統括官の答弁とかに出てくるのが、大規模災害でも住民の自助、共助が重要であるということで、まず、自助ですよというような言い方はされているんですけど、これ、具体的にどういうことを指しているのかお尋ねします。

○大坪危機管理局長 通常の小さな災害ですと、公助の手というのは、すぐ行き渡るといことになります。阪神大震災のデータを拝見しましたら、助かった人の98%は自助と共助だったそうです。

したがって、大規模な災害になればなるほどその現場が多くなりますので、なかなか公助の手がすぐには行き渡らないという現実がございます。

したがって、自分の身は、まずしっかりと自分で守るといこと、そして地域全体で互いに助け合って避難をしたり、避難生活をするといったこと、そういったことを中心に自助、共助の重要性というのを訴えてまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 言われることはわかるんですけど、自助、共助といったら自分で逃げろ、自分で助かる行動をとりなさい。自分で被害を受けたときの食糧も確保しなさいよ、そういうことになっていくのかなと思っておりますけども、一般的には、そこまで今回の東日本大震災の例を受け

でも、そこまで重くはないんじゃないかなと。

だから、自助でしょって言われたら、確かに自助というのは、もちろん自分で逃げる場所を確保するとか、地元の訓練に参加をする。それは、やっぱり当たり前のことなんですけども、それをまず自助でしろという点で、責任を持ってできない人っていうのは……。これは、もう当たり前のことですから、当たり前のことを、まずもってというのが、どうも、この間から答弁を聞いてて引っかかるんですよね。

○橋本危機管理統括監 委員おっしゃいますような考え方もあると思うんですが、やはり東日本大震災、阪神・淡路大震災と、このクラスの危機事象が起きたときには、例えば119番とか110番というのは、これはパンクしますし、例えば宮崎市内、これだけ大きなところで救急車が9台しかないという状況でございますので、また、それもいろんな地震で道が通れないということになりますと、実際に、この公の機能が、駆けつけられないということを前提に考えざるを得ないというのが、これだけ多くの犠牲が出た中で我々が学ぶべきことだということで、そこを強調させていただいております。

実は、この中でも、19ページの減災目標のところ、下のほうにありますように、人的被害が今、3万5,000とシミュレーションしたものを8,600に軽減と書いておりますけれども、この大きな要素は、一つは建物の耐震化でございます。今、70数%のものを90%にする。これは公的支援もしますけれども、やはりそれぞれの御自宅とかは、耐震補強とかをみずからやっていただく必要があると。

あともう一つは、津波の観点からいいますと早期避難でございまして、それを行うことによって、これだけ減らせる。さらに、減らしても8,600

です。これをさらに減らすために、例えば津波避難ビルの指定とか、これは公がやってまいりますけれども、そういうところでは、やはりそれぞれの県民の皆様の意識を変えていただくということが重要だということで、確かに委員がおっしゃるように、違和感はあるかもしれませんが、あえてそこは強調させていただいているところでございます。

○鳥飼委員 言われることはわかるんですけども、例えば耐震化の問題でいえば、昭和56年以前の建物については、建築基準法が変わる前ですから、高齢化なり収入が年金だけだということもあって、なかなか思いどおりいかない面がある。

補助制度も、もう十分機能しないという現実があるわけです。ですから、それでいて、こういうことを申し上げるんじゃないんですけども、このいろいろな計画なり骨子で、重要ですよというふうに言われると、これだけじゃないんですけど、社会保障制度の対策についても自助、共助ときて、公助とくるわけですが、勝手に自分たちでやりなさいよというように聞こえるとまずいなというふうな気がするんですね。その辺は十分配慮をしながら、やはり大きな災害のときには、今、ここで言われたようなことも出てきますと。ですから、そういうような対応を、県民の皆さんでもお願いしますよというようにしていただきたいなと思います。この点がちょっと気になります。

○十屋委員 今の計画全体に関してと、先ほどの多重無線の関係で、やはりこれも書いてあるんですけど、情報の双方向のやりとりという中で、先ほどの無線に関していうと大丈夫なんでしょうけど、実際、こういう地震が起きたときに、今度、民間とかほかの他の行政機関と、例

えば自衛隊とか、何かそういうやつとの連携はうまくできるようなシステムになるんですか。

○橋本危機管理統括監 災害時に、通信機能の確保というのは非常に極めて重要な課題だと思っております。それで、我々、基本的に3系統、一つは光ファイバー網で、ふだんからつながる有線系、それと今回お願いしているのは多重無線、それと衛星系、この3系統をもって、複数の冗長性を担保しているというところでございます。

一方で、ほかの機関との連携については、これの関係では直接つながるわけではないと。国との関係でいいますと、国土交通省とかとのつながりはあるんで、そこが維持できれば、国の機関とは連携がとれると。そこのどこかがつながっていれば、自衛隊の情報も、そこ経由で入手するということが可能になってまいります。

一方で、大規模災害になりましたら、まさにこの新庁舎も絡むんですけれども、それぞれのこの広域支援機関、自衛隊、警察、消防、それからDMAT、こういう方々に、まさに防災庁舎に参集していただく。いわゆるリエゾンの方ですとか、あとは指揮にかかわる方に参加していただくという、まさに同じ対策本部で一緒に対策をとるというのを想定しているというところでございます。

○十屋委員 それからもう一点。もう一つは、特措法ができて、今回の強化地域指定が、いつ行われるのか。宮崎県全体でももちろん取り組むんでしょうけど、市町村のやっぱり指定にあって、いろいろ財政的な支援も含めて求めていくと思うんですが、そうしたときのそのタイムスケジュールとかってというのは、もうわかっているのか、わかってないのか、そのあたりはどうなんですか。

○大坪危機管理局長 先般、南海トラフ対策特措法が成立をしまして、そこら辺、内閣のほうにも確認をしたんですが、今現在ではっきりしているスケジュールはないということでございました。

ただ、いずれにしても、法律ができて1年以内に施行されるということです。例えば避難施設について3分の2の国の負担があるとかいうふうなのが明示されていますので、対象地域がどこ、どういった条件で設定されるのかですとか、この事業のスキームがどうなるのかといったことについて、できるだけ早く詳細がわかるように要望してまいりたいと考えております。

○十屋委員 まさに早くしないと……。その法律ができてから、なかなか具体的にわからないとなると、市町村もわからないし、県のほうも、なかなかやりようがないのかなというふうに思っていますんで、それは本当に強く要望していただきたいなというふうに思います。

それから、この防災に関しては、以前からいろいろ言っていますのでいいんですが、先ほど市町村課長のほうからあった権限移譲の分で、ちょっと確認をさせていただきます。たくさん権限移譲をするんですが、要は、県も市町村もそうなんですけど、人を減らしていつているので、権限移譲すると言っても、なかなか仕事ができないんじゃないかなというのをちょっと心配するところがあるんですね。だから、受け手側としても、なかなかそこらあたりが踏み切れない。もう一つは財政的なもので、移譲した分に対して県からの補助なりは出るんでしょうけど、人の配置、このあたりを現状、市町村はどうなんですか。受け手が受け切れるのか。

○甲斐市町村課長 移譲される事務については、

例えば、既に移譲されている事務に関連する事務とあわせて一元化できるといいますか、住民の方にとっても、手続の利便性が向上するといったようなものについて移譲が進んでいくというケースが多いです。

全く新しいものをいきなりということは、なかなか難しいところがございます、県のほうも事務を引き継ぐに当たりましては事務マニュアルをつくったり、それから導入初期に当たっては研修において、県ではこうやっていましたといったような引き継ぎをやったり、それと財政的には権限移譲交付金ということで、処理件数に応じて、大体これくらいの手間がかかりますよねということで、件数に応じた交付金を交付しておるところです。

おっしゃいますように、人的ということにつきましては、やはり市町村もそれなりに計画的に定員管理はやっておりますので、非常に業務がふえていくということについては、大きな判断をされた上で権限移譲を受けられると思います。今、たくさん進んでおります事務移譲は、大きな負担がかかるといえますか、判断を相当期間要して結論を出すという事務というよりも、どちらかというと経理事務といえますか、そういう事務が中心で先に進んでいるのが実情でございます。

○十屋委員 結局、それを進めるのかどうかという、先ほど最初に説明があったように、住民サービスのより近いところで持っていくというふうになってくると、当然、その一番近いところの市町村、基礎自治体に持っていくという話なんですけど。

一方で、今言ったように簡易なものしか受け切れないという状況になったときに、これからますます進める、県としては進めたいでしょう

し、県の職員も減らしてきているから、その分、いろんな仕事が二重、三重、抱えられてやっていらっしゃるというのは、十分理解できるんですけど、一方で、市町村もやっぱりやっているの、これから本当にどんどん進めていくべきなのか、どこまでやることなのかなっていうのがあって、もう一つは、すぐ済む話じゃないんでしょうけど、道州制の話があって、2層制、3層制、いろんな話がちやごちやあるんですが、そうしたときの基礎自治体が一番大事だよ、大事だよと言いながら、そこがなかなか手薄になっているという、そういう矛盾したところが生まれているんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、県としてはどの辺あたりまで進めようとされているのかですね。

○甲斐市町村課長 「総務政策常任委員会資料」の16ページをちょっとごらんいただけるとよろしいかと思います。上のほうの数字が、権限移譲の推移を累積であらわしております。このところ、三、四年といえますか、ある程度、頭打ちと言ったらあれなんですけど、そろそろ、なかなかこれ以上進まないなという状況には来ております。

これは、九州各県ともいろいろ連絡をとっておりますけれども、同じような状況にあります。でも、私どものほうとしても、強引に市町村に受けてくださいというそういう進め方はしておりませんので、この地方分権一括法をもとにした権限移譲の推進については、ある程度のところまではきているのかなという感じではおります。

これから、また新たに国のほうが法令移譲とかいうことで、この条例に基づかずに法令でやるものについては、それなりの財源措置はした

上で、基礎自治体に移譲するとかいうことになっておりますので、それら、いろんな動きを見ていきたいと思っております。

○十屋委員 防災拠点のお話をちょっと、もう要望にとどめたいと思うんですが、5号館の今後のあり方については、これはもう検討をしていくという話で、説明いただきました。

やはり本館と一緒に古くて立派なものですから、県民の財産として、個人的に思いますのは、取り壊していくのはもったいないなというのが正直な思いであります。

ですから、現在位置と、防災庁舎を新しくつくる場所、そして横に日本庭園があって、そして本館が反対側の北側にあるという、この一体的でトータルな県庁というイメージで、まず何かできないのかなど。

日本風なものがあって、歴史もあるし、そういうものを一体的にやっていただきたいなというので、それは要望でお願いしたいなというふうに思っています。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 済みません。事務処理の特例についてお尋ねします。

先ほど、十屋委員からもございましたが、事務処理の権限というんかね、交付金をすると思うんですが、例えば、2番の福祉保健部（衛生管理課）、「動物の愛護及び管理に関する法律及び同法施行規則」とありますけども、宮崎市が、まず動物愛護センターをつくろうということで、それに伴ったものだろうと思うんですが、例えば、この事務を受託といいますか、したとした場合に、どの程度の交付金が出されるのかをお尋ねしたいと思います。

○甲斐市町村課長 現在の交付金は、前年度に行った処理件数と、その処理件数にかかった手

間ということで、次年度の前半に精算して交付しております。

ということで、今回、移譲するものがどれだけかかるかっていうのは、ちょっとこれからなるかとも思いますが、一般的な例で申しますと、1人当たりの人件費単価というのは、1時間の処理時間で3,000円というのを基本にしております。それで、5時間かかる事務だとすると、1万5,000円ということになります。それに処理件数を掛けたり、それから新たに導入するときには、準備的な事務がございますので、そういったものをプラスしたりするとかいうことで、一つ一つのケースにはそれぞれ単価がありますけれども、例えば1万幾らであったり2万幾らであったりとかいったような、1件当たりの処理件数ということで御理解いただけるとよろしいかと思えます。

○鳥飼委員 前からこれについては疑問が出ているんですけど、権限とその財源もつけてくれんと大変だなというようなことがあるんですが、例えば、平成24年4月で、1,263事務あるわけです。これで総額どのぐらい交付をしておられるのか。

○甲斐市町村課長 年間の総交付金としまして、平均して3,500万から4,000万ぐらいを推移しております。

○鳥飼委員 1,263事務で3,500万ということは、1事務3万円ぐらい。

○甲斐市町村課長 はい、事務数で割りますと、そういうことになるかと思えます。

○鳥飼委員 この件数が1,263だから、1事務が大体そのぐらいですかね。

○甲斐市町村課長 1事務で、件数としては複数ございますので、事務数で割るとそういうことになろうかと思えます。

○鳥飼委員 大体そういうんで非常に安くで委託をしておるんだね。その形が実態だろうというんですが、市町村からすれば、やはりもうちょっと何とかしてくださいよということだろうと思うんです。

そういうものには、こう答えていって、自主的に業務だけ受けて、金はというんじゃ……。そういう実態に近づけるような方法をお願いをしておきたいと思います。

○甲斐市町村課長 私ども、九州各県の相場観も含めて、それから単価も2年前にちょっと幾らか上のほうにいたしたところがございます。

そういう各県の動向も踏まえて、市町村の事務処理に支障が来さないような交付金事務ということ、今後進めていきたいと思っています。

○内村委員長 よろしいですか。

○坂口委員 16ページのこの下のグラフ、これ、理解の仕方をちょっと教えてほしい。多分、基本的には、このメニュー開示の挙手方式と思うんですよね。これ、椎葉村が突出しているっていうのはどういうことですかね。逆なような気がするんですけど。

○甲斐市町村課長 これ、椎葉村さんの非常に努力といいますか、やはり県の機関だとか県の出先機関にも、地理的にも遠いということで、住民の方もかなり奥地の集落もございます。

できれば、役場のほうで一元的にできるものは積極的に移譲を受けたいということもあった結果のようでございます。

○坂口委員 やっぱそこ辺を他の市町村にも学ばせるべきだと思うんですよね。やっぱり身近なところは身近な役所でっていうのを基本だということで、それは住民サービスの質の向上っていうことを目指した権限移譲で、もちろん、法令移譲みたいに需要額で算定してくれて、しっ

かり予算措置されるものと、手数料的に1日、それをずっとさわって……。同じ人間で、やっぱりやりくりしながら対応していくっていうことの、汗を流す量がふえてくるっていうのは当然なんですけど、そこらをしっかり指導をしていきながら、極力、挙手してもらえるところに……。やっぱり大きい町は、小さいところよりそういう意味じゃ、受け入れ能力はまだあるって見ていいと思うんですよね。

だから、そこ本質をしっかりと理解させるってことと、言われるように、じゃあ、県がそれに十分対応できるような、満足なり納得できるような交付金は出していけるかという、それも限界があるってことで、そこらをやっぱりお互いが解決すべきことを国も交えてやっていって、この一括法の精神っていうのは、しっかり……。

これ、たしか最初200メニューぐらい示されてから、相当時間が経過していると思うんですよね。だから、やっぱりこぞって挙手してくるような条件整備をしてあげることも必要かなと、これは答弁はいいです。

○渡辺副委員長 防災拠点庁舎のことに関して幾つかお伺いします。

検討委員会、その有識者を含んだ会議での議論が終わって、県としての基本方針の案を今回、出されて、来年度から取り組むってことだと思いますので、何か、よりイメージを具体化させる作業が必要かなと思って、幾つかのことをお伺いします。

まず、この案の中で、一時避難場所の確保というのも役割としてあるってことを書いていますけども、具体的にその想定される大きな災害があった場合に、この県庁周辺で職員の皆さんも含めて、どのぐらいの一時避難の可能性が発生をして、新しい防災拠点庁舎では、どのぐら

いの方々のその一時的な避難に対応できるのか。

また、それはエントランス等いろんな場所があるのかもしれませんが、どこで対応するかというのが、この基本方針(案)の中には基本的に示されていませんけれども、どういうことを今、検討していらっしゃるのでしょうか。

○川畠総務課長 委員御指摘の内容につきましては、今後、事業構想等々、さらに検討していきますが、そういう中で、より具体的に検討し、決めていくということになるかと思えます。

とはいえ、現時点でちょっとイメージをしておりますのが、例えば東日本大震災におきましては、宮城県庁のほうに1,500人ほどの一時避難者があったというふうに聞いております。

これを参考にしますと、本県、宮城県に比ばまして人口がまた少のうございますので、700から1,000ぐらいかなとか、一定の仮定を置きながら、今ちょっと考えているところでございます。

そういう方々が、一時避難できるスペースとしましては、例えば1階のエントランス等を、いざというときには一時避難の方も、数日はちょっとそこで滞在、そこでちょっと避難できるような、そういったスペースを確保しておきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○渡辺副委員長 発想の切りかえをすると、そういう本当に大震災が起きて、新しい庁舎はコントロールタワーとなって、県内全域の状況をコントロールしていくというときには、ちょっと言い方は変かもしれませんが、一時避難者というのは、その全体状況をコントロールするという意味では、阻害要因になる可能性も十分にあるわけであって、そこの読み込みができずに——気分的には非常によく、一番頑丈だから逃げてきたら安全かなと思う意識は、とめられな

いもんだと思うので、そこの整理ができてなくて、本当に有事の際の機能を、そのためにつくる庁舎なわけですから、果たせるのかどうかというのが、疑問点として残ってたってところが一点。ここは、さっきの答弁で結構です。

もう一つは、ヘリポートの設置が当然のようについていて、当然なのかなという印象は持っていますが、実際、このヘリポートを具体的にいった場合に、何をどういうふうに使って、災害が起きていない通常期の時点では、まず訓練等も含めて年間どのぐらいの運用があって何に使うのか。

現時点では県庁にヘリポートはないわけですよ。これができるまでにも数年間あって、じゃあ、今、もしそういう災害が起きて、今の1号館が拠点として機能している間には、じゃあ、これの代替というか、現時点でその必要な要素として使うヘリポートは、県警なのかどこなのかちょっと私はわかりませんが、どこにあって、その今の状況と比べたときに、どれだけ改善されているというか便利になる点が、新庁舎の上に置いたことによってなるのかというのは、どういってお考えをお持ちでしょうか。

○川畠総務課長 先ほどの避難所の関係で申しますと、あくまで県庁は、永続的な避難所ではございませんで、市町村が第一義になりますので、なるべく早くそちらの市町村の避難所のほうに、また移っていただくというふうに取り計らうことになると思いますが、例えばエントランスにつきましても、災害応急対策事務に支障がないように、避難所の方の入り口を別にするとか、そういった建物構造をちょっと考えていければどうかなというようなことを今、担当の中では話をしているところです。

だから、ヘリポートにつきましても、従前か

ら話が出ておりますけれども、宮崎空港であるとか、それは、河川敷にヘリポートがあるわけですが、これが使えなくなるような場合には、新庁舎のそのヘリポートを使うということが出来るわけです。

現在、1号館に災害対策本部があるわけですが、現時点において、その何か起こったときってということについては、現時点では十分なヘリポートなり、この近辺にはちょっと場所がございませんので、新庁舎の建設を急いで、そちらのほうを確保していく必要があるかと思えます。

○渡辺副委員長 何となく、災害時に必要だというのは、漠然とはすごくよくわかるんですけども、今回、上につくるということになれば、やっぱりこれから県民の皆さんに理解を得ていく、費用的な面の問題もある中で理解を得るためには、そのヘリポートをそこにつくることには、こんな合理性があって、どんなふうにご利用されるんだっていうのをかなり具体的に説明ができないと、何となく、防災拠点だからいいよという感じでは、やっぱりなかなか厳しいのかなという気もするので、そこは要望として、今後、具体化をいただきたいと思えます。

もう一点なんですけど、きょういただいている厚いほうの資料を見ても、いろんな諸室が入るわけですが、通常時から日常的に使うスペースっていうのは、トイレとかコピー室とか、そういう要素を除けば、大体半分ぐらいの面積がその県土整備部や危機管理局、福祉の部門などで日常的に執務が行われていて、それ以外のスペースについては、会議のときに使ったりはするんでしょうけれども、人が行って使用しているというスペースではないという形になるわけですが、その際に、各階の中の構成は、何か

防災の面で考えたときに、どういう部屋を下に置くべきだとか、どういう部屋を上置くべきだとか、現時点では、今後、検討するという事だけで、まだ具体的な方針が何も示されてはおりませんが、そこには何か、ルールというか考え方があるのかないのか、そこ辺はいかがでしょうか。

○川島総務課長 委員、御意見をおっしゃられましたことにつきましては、まさにこれから細かく詰めていくところでございます。現時点では、ちょっと申し上げる内容はちょっと持ち合わせてないところでございます。

しかしながら、今、お話がありましたように、非常時には災害対策関係諸室ということで、当然、必要な諸室なわけですが、ふだん使いは、会議室、研修室ということで、結構、スペースがあくんじゃないかというふうなお話ではないかと思うんですが。

この点につきましては、やはり他県でも、実際、東日本大震災でこういう話がありまして、対策本部を設置した建物が、ふだん会議室をたくさん設けている建物でございまして、いざというときに、その会議室が災害対策本部であったり、自衛隊なり国の政府現地対策本部なり、災害対策関係諸室として非常に役立ったということがございます。

ということは、つまり防災拠点庁舎の中には、ある程度、いざというときにそういう体制がとれるスペースというのを確保しとく必要があると思えますので、ふだん使いとしては、会議室とか研修室で、十分有効に使っていけるというふうに考えております。

○渡辺副委員長 私は、空きスペースがあることは問題だという意味で言っているわけではなくて、それぞれの機能を考えたときに、各階に

何を配置するかというのに、基本的な考え方があるのかなという意味だったんですが、それは今後っていうことでしたんで、それで結構です。

もう一点だけ伺いますが、1号館を含め、今、県土整備部やその他危機管理局とか入っている部局が出た分のスペースというのは、今ある庁舎の中であくことになるかと思えますけども、そういう意味での空きスペースは今後、どのような形での利用を検討されるのでしょうか。

○川島総務課長 今、委員御質問の点ですけれども、先ほど申し上げたようなことと同じような答弁になってしまうんですが、その抜けたスペースにつきましては、現状でも既存の庁舎の執務室が、果たしてゆとり、十分に余裕があるのかというところが、まずあると思えます。

それから、部屋の中に、高いキャビネをたくさん置いたり、書類をいっぱい置いておきまして、地震とか災害のときに非常に職員を危険にさらされる、防災上どうかということもございます。

そういうことで、執務室の再配置でありますとか、例えば書庫を拡充するというようなことで、防災上の観点からも、十分いろいろ活用につきまして検討の余地があるんじゃないかなと思っています。

○渡辺副委員長 最後にします。

今、幾つか伺わせていただきましたが、実際にこの計画を進めるというのに当たって、どうしても、この新しい庁舎をイメージしていくときに、まだ、埋められない情報があるっていうのが、今、伺った中でも、「今後です」というお話であるわけで、今後、基本構想、基本設計と段階を進むということになってはいますが、今、伺ったような、素朴な疑問点といたしますか、どのぐらいの段階で具体的な計画が、議会に対

してであったり、県民の皆さんに示されるというふうにご検討いただければよろしいでしょうか。

○川島総務課長 今回、作成しました基本方針(案)につきましては、まさしく基本的なところのみを書いておきまして、委員御指摘のとおり、いろいろ検討の余地がある部分があるかと思えます。

一生懸命検討しまして、基本構想、新年度に取りかかりまして、やっぱりじっくり取り組む必要がありますんで、早ければ26年内とかそういうところで、途中、いろいろ御報告もしながらと思えますけれども、まとめていければと思っております。

○渡辺副委員長 ありがとうございます。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、ないようですので、次のほうに入らせていただきます。

次に、請願の審査に移ります。

請願第30号及び第38号については、県執行部の所管ではありませんので、執行部からの説明は省略いたします。

関連して、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないということですので、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時35分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は、13時30分よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように決定いたします。

そのほかに何かほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 2 時36分散会

平成25年12月5日(木曜日)

午後1時30分再開

出席委員(8人)

委員	長	内村	仁子
副委員	長	渡辺	創
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		丸山	裕次郎
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課	主査	藤村	正
議事課	主任主事	野中	啓史

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、一括ということですので一括で採決いたします。

議案第1号、第3号、第5号、第6号、第15号、第18号及び第21号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、継続審査中の請願第30号の取り扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、お諮りいたします。請願第30号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第30号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、新規の請願第38号の取り扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それではお諮りいたします。請願第38号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、新規の請願第39号の取り扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それではお諮りいたします。請願第39号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手少数。よって、請願第39号を継続審査することは否決されました。

ただいま、継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで鳥飼委員にお聞きしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

○鳥飼委員 それについては異議はありません。

○内村委員長 それでは、請願第39号の賛否を

お諮りいたします。なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので、御了承ください。

〔鳥飼委員退席〕

○内村委員長 請願第39号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手少数。それでは、念のため反対採決を行います。請願第39号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内村委員長 挙手多数。よって、請願第39号は不採択とすることに決定いたしました。

〔鳥飼委員着席〕

○内村委員長 次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時45分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

1月30日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長一任ということで委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時46分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 内 村 仁 子

